

李朝期 (1010-1225) 紅河デルタ開拓試論

——デルタ開拓における農学的適応の終末——

桜井 由躬雄*

The Red River Delta During Lý Dynasty (1010-1225)

Yumio SAKURAI*

This essay describes the state of agriculture in the Red River Delta in the 11th and 12th centuries, and is the third part of a historical study of the reclamation of that delta from the first century to the nineteenth century which aims to explain the characteristics of Vietnamese socio-economic history in comparison with those of other Southeast Asian deltas.

First, an analysis of the political map of the Red River Delta during the Lý dynasty indicates that it is improper to call this dynasty a “mini centralized empire,” since it ruled only the Red River Delta proper, while most of the highland areas were controlled by semi-independent native vassals of a different culture from the Vietnamese in the delta. Even in the delta, more than eight local military powers remained from the civil war age in the late tenth century. It is thus highly improbable that the Lý dynasty wielded sufficient power to mobilize labour from all over delta area to construct hydraulic engineering works for agricultural development.

Second, the geographical bases of these local military powers can be classified as follows:

- (1) Quốc Oai Châu—lower terraces
- (2) Phong Châu—lower terraces and natural levees
- (3) Đại Hoàng Châu—lower terraces and backswamps
- (4) Bắc Giang—monadnock, natural levees and floodplain
- (5) Đăng Châu and Khóai Châu—sandbank, natural levees and upper delta

- (6) Hồng Châu—upper delta and western lower delta
- (7) Nam Sách—eastern lower delta
- (8) Mỹ Lộc—backswamps, coastal complex and end of natural levees
- (9) the area under the direct rule of Lý dynasty—natural levees and floodplain

Their distribution is shown in maps 7 and 10. Comparison of these two maps with map 11 of the previous paper [Sakurai 1980: 619] indicates that the unification of local powers at the village level progressed to the provincial level in the 11th and 12th centuries. For example, Phong Châu province (Sơn Tây, Vĩnh Tường and Phú Thọ province) had 4 local military powers in the 10th century, while during Lý dynasty only one Phong Châu vassal occupied the same area. The west floodplain (Casier de Hadong) had been disputed by three military powers in the 10th century, while under the Lý dynasty this area was absorbed by the Lý court as a royal estate. Further, while no power was evident in the lower part of the west floodplain or in the upper delta in the 10th century, in the Lý period the former area was cultivated by the Lý court as another royal estate and the latter area was the domain of the Hồng Châu power.

Third, descriptions in Việt Sử Lược indicate the existence of man-made embankments, one in Bắc Ninh province based on the natural levees and the floodplain complex, and another in Khóai Châu and Hồng Châu based on the natural levees, the upper delta and the upper part of the lower delta. Analysis of these delta locations, however, suggests that the embankments were built to reinforce the natural levees against flood water at the outer bank

* 京都大学東南アジア研究センター; The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University

of curves, and that they needed only the labour of several villages. Furthermore, a small horse-shoe embankment was apparently built in Hồng Châu province in the upper delta and the upper part of the lower delta, where Bình Giang-type villages are located.

Fourth, these embankments would have served for tenth-month-rice cropping. In this period, most of the delta had been reclaimed by the introduction of fifth-month rice, which was harvested before the flood season, and thus agriculture in the west floodplain, the main domain of Lý dynasty, would not have required such embankments. Indeed, the chronicles give no record of embankments in that area.

Fifth, the local political powers at the edge of the Red River Delta that were based on the control of transportation routes between the delta core area and the outside world were preserved and strengthened

by the development of commercial relations in the South China Sea World. At the end of Lý dynasty, the Trần family, which had controlled the water routes of the lower Red River as the leader of the local fishermen and pirates, overwhelmed the other powers of the delta core area and succeeded in usurping the throne of the Lý king.

In conclusion, because the Lý dynasty's political power was limited to the leadership of confederate native local powers, and was insufficient to organize hydraulic control of the whole Red River Delta, the reclamation of the delta during the Lý dynasty was basically an extension of the traditional agronomic method. In this situation, local powers, notably those in the tenth-month rice-cropping area introduced the technique of constructing small embankments. This opened the way for the introduction of state-controlled hydraulic engineering methods by the Trần dynasty (1225-1400).

はじめに

本論は京都大学東南アジア研究センター所内研究会低地開拓史研究会の報告の一部としてまとめたものであり、紅河デルタの開拓史6部作のうち、既発表の「雑田問題の整理——古代紅河デルタ開拓試論」[桜井 1979:3-57]「10世紀紅河デルタ開拓試論」[桜井 1980:597-632]につづいて、11世紀より13世紀初頭までの時期を扱うものである。

近代ヴェトナム村落の多くは、黎朝(1428-1789)期に形成された行政村落 *xã* をその原型とする。19世紀末の同慶(1885-1888)年間に編纂された『同慶御覽地輿誌』[山本 1943:11]に載るデルタ各省の村落名と村落位置は、5万分の1地形図の *quốc ngữ* 表記の地名にほぼ同定することができる。また同書の村落名は、1807年ごろの編と推定される[Aurousseau 1920:84; 同上論文:7-8]『各鎮總社名備覽』に載る村落名と、避諱他の理由による用字の若干の変改、また正書法の相違¹⁾を別にすれば基本的に一致する。

『各鎮總社名備覽』に載るデルタ内5鎮(山

西 Sơn Tây・山南上 Sơn Nam Thượng・山南下 Sơn Nam Hạ・海陽 Hải Dương・京北 Kinh Bắc)の社数は5,482社に達するが、表1にみるごとく、これは黎朝初期の『抑齊集謹按』に載せられる社数とほとんど変化がない。別論[桜井 1975:14-53]に詳述したように、15世紀のヴェトナム村落は19世紀の近代村落と直接に連続しているとして大過あるまい。

筆者は前論「雑田問題の整理」[桜井 1979]において、紅河デルタにおける漢代諸県の位置を同定し、当時のデルタ開拓のコアを段丘下位・沿河微高地に推定した。次いで同じく前論「10世紀紅河デルタ開拓試論」[桜井 1980]においては、10世紀段階においては、こうした微高地核地域がより低地に拡大する

1) 前者の例としては寧平省 Ninh Bình, 安謨県 Yên Mô, 安謨総の天池社 Tiên Trì (『各鎮總社名備覽』)が鳳池社 Phượng Trì (『同慶御覽地輿誌』)として表記される。Phượng Trì 社は地形図上に現存している。このような変改は、安謨県51社11村1庄1坊1寨[桜井 1975:38]のうち4社に起こっている。後者の例としては、同県救澳 Nộn Khê 総の同名村落が、嫩溪社 Nộn Khê と改められている。

表1 15～19世紀にいたるデルタの社数の変化

	抑齊集謹按	國朝官制典例	洪徳版圖	國朝條例田制	歷朝憲章類誌	各鎮總社名備
山南承宣	2,051社	1,671社	1,937社	1,940社		1,879社
山西承宣	1,369社	1,155社	1,384社	1,398社	1,285社	1,143社
京北承宣	1,179社	932社	1,130社	1,174社		1,087社
海陽承宣	1,377社	1,248社	1,316社	1,401社	1,390社	1,373社
計	5,976社	5,006社	5,767社	5,913社	2,675社	5,482社

傾向を示すとともに、その外縁部に、おそらくは漕運を基盤とする新しい権力が生じたことを指摘した。

しかし、前論[同上論文 1980:619]の図11でみるように、10世紀においては核地域と沿海部の間に、水防という工学的適応を要求する古・新デルタ、または深湛水の氾濫原からなる広大な空間が何らの権力を生みだすことのないままに広がっている。したがって、11世紀から14世紀の間の歴史こそが、近代村落がデルタ全面を占拠する過程として、もっとも重要な時期であるとする事ができよう。

ヴェトナムの王朝政治史の上では、11世紀から、14世紀はいわゆる李陳朝 Lý-Trần の時代にあたる。筆者は本論においては、まずこの李朝(1010-1225)の諸文献にあらわれる地名や地方権力の位置を考えることによって、李朝期紅河デルタの開拓限界を設定し、あわせて、デルタ開拓における国家規模における工学的適応の始期を画定しようとするものである。²⁾

先に述べたように、本論を一部とする紅河デルタ開拓史研究のシリーズは、ヴェトナム社会をして、他の東南アジア世界との比較の上に、あえて特徴づけられる、いわゆる村落共同体の成立過程と、その再生産構造における国家権力との相互依存関係を、村落立地の上から考えようとするものである。本論を、文字通り、東南アジアの村落社会研究に、その生命を賭された故水野浩一教授の霊前に捧

2) 工学的適応によるデルタ開拓の概念について、前論[桜井 1979]執筆後、バンコクメコン委員会の川合尚氏より、疑義が出された。その趣旨は、開拓とはいかなるものであれ、自然環境の人為的改変を伴うものであり、工学的適応の始期とはデルタ開拓の始期を意味するに等しいということであったかに思う。

水稻農業における「農学的適応」、同じく「工学的適応」の類別は石井米雄氏の卓見である[石井 1975:20-21, 29-30; 1977:34-35]。石井氏は、デルタ氾濫原のごとき用水条件が良好な地域では、ただ過剰水に対抗する品種(たとえば浮稲)を選別することによって、自然に対応することが可能であると、これを用水が慢性的に不足な地帯において発達する水力農業(hydraulic agriculture)と対比して、前者を農学的適応、後者を工学的適応とよび、稲作社会の共同体構造の差異をこれから説明しようとした。筆者も石井氏のこの見解に若干の保留をもちつつも、原則的には賛同するものである。

したがって、本シリーズにおいて筆者が考える農学的もしくは工学的適応とは、純技術的な開拓史において、この概念を適用しようとするものではなく、ある段階の農業技術によって、与えられた自然環境に適応しようとする際、いかなる規模と内容をもった協働組織または労働管理組織が必要とされるかを問題とするものである。したがって、小規模な圃場整備・畦畔の築造のごとき、小家族労働によって可能な自然の改変は、工学的適応とは考えていない。特にヴェトナム史においては、デルタの国家的規模による堤防築造が、農業生産のために必須であるとする議論が定説化している。筆者の本シリーズ執筆の基本的動機はこうした定説への批判であり、デルタの工学的適応の歴史性の検証である。したがって、本論で用いる工学的適応とは、在地権力を超越した、国家によるデルタの農業基盤の改造を意味し、村落レベル・村落連合レベルでの自然環境の改変は、広義においては工学的適応であっても、上述の狭義における工学的適応へのいわば過渡期としてとらえる。

た抽象的な記載に頼るのではなく、個別具体的な記事を集成、分析することによって、その全体像を再構成するという作業が必要であろう。

II 李朝期ヴェトナムの半独立土侯国群

『大越史記本紀全書』中の李朝期にあたる巻の2・3・4には以下の地方行政単位をもつ地名が載せられている。

- 2 城—華閩城・昇龍城
- 5 府—天德府・長安府・應天府・富良府・清化府
- 44 州—驩州・愛州・演州・渭龍州・平林州・都金州・常新州・平原州・峯州・七源州・文州・諒州・父安州・永安州・甌源州・上威州・廣源州・儻猶州・萬涯州・武勒州・定源州・弄石州・定邊州・石犀州・蒲州・思琅州・登州・羅順州・真登州・太原州・西農州・陸令州・上源州・下農州・思明州・武寧州・國威州・藤州・究連州・洪州・快州・古法州・大黃州・居連州
- 4 縣—石河縣・太平縣・博茹縣・石室縣
- 1 道—臨西道
- 3 甲—但仍甲・古弘甲・甘蔗甲
- 1 關—平虜關
- 3 步—金華步・波頭步・大通步
- 7 寨—五花寨・布政寨・永平寨・日麗寨・楊山寨・安興寨・定藩寨
- 9 鄉—氷山鄉・信鄉・超類鄉(=土磊鄉)・杜家鄉・太平鄉・冷涇鄉・高舍鄉・清威鄉・扶董鄉
- 2 場—快場・桃榔場
- 1 津—冷涇津
- 9 洞—勿陽洞・武建洞・雷火洞・勿惡洞・平安洞・娑四洞・猪洞・麻沙洞・金鷄洞
- 5 鎮—潮陽鎮・永康鎮・望國鎮・大通鎮・

歸仁鎮

- 8 驛—懷遠驛・歸德・保寧・宣化・清平・永通・感化・安民
- 1 庄—雲屯庄
- 1 坊—機舍坊
- 1 蠻—廣威蠻
- 1 村—劉家村
- 1 泊—佐周泊
- 5 海口—布海口・哥覽海口・大惡海口(=大安海口)・住牙海口(=住身海口)・思客海口
- 1 海門—神投海門(=神符海門)
- 2 港—但乃港・廩港⁵⁾

このうち、トランスポート・ターミナルとしての歩・關・津・驛・泊・海口・海門・港、また下位部族集団の単位名称である蠻を除くと、おおむね、第1位地方行政単位である道・府・州、これらに属する第2位

5) 後述するように、『大越史記本紀全書』と『越史略』の記載内容は大きく異なる。以下の表2は『越史略』2, 3所載の地名を単位別に分類したものである。これからみると、第1位行政単位としての路・道・府・州、第2位単位としての郡・県・鎮、第3位としての柵・寨・村・邑・社・所などの系列が想像される。いずれにせよ、宋代の路・府・州・県制にくらべ、行政単位呼称としての意味をもたないまでに、個別的に命名されていたことがわかる。これは李代の地方行政制度が前述のごとく、完備されたものでなかったことの証明であろう。

なお『嶺外代答』2 外國門上 安南國には「僞置四府十三州三寨」として、李朝の地方名をあげている。4 府とは都護・大通・清化・富良であり、13 州とは永安・永泰・萬春・豊道・太平・清化・父安・遮風・茶盧・安豊・蘇州・茂州・諒州であり、3 寨とは和寧・大盤・新安である。この地名については H. Maspero がすでに詳細な考証をしている [Maspero, H. 1916: 31-38]。この中で、Maspero は「都護」を除く3 府をことごとく山地に求め、13 州のうちでは万春州を Sông Thái Bình とラピッド河の合流点に、太平州を Khôai Châu の近くに比定した以外は、不明を除いて全てデルタ外とした。Maspero 自身もこのリストは不十分なものとしている [Ibid.: 37]。

表2 『越史略』2, 3所載の地名分類

路	上源路
郷	古法郷, 古蔑郷, 安朗郷, 即墨郷, 芮曳郷, 多感郷, 穫郷
城	華閩城, * 佛誓城(占城), 西陽城
府	長安府, * 天德府, * 應天府, * 父安府, 富良府, * 清化府*
京州	昇龍京, 南京(應天府)
	愛州, * 濱州, * 渭龍州, * 籬州, 永安州, 峯輪州, 都金州, * 七源州, * 文州, * 諒州, * 冕源州, * 定源州, * 古州, 常新州, * 平原州, * 廣源州, * 父安州, * 儻猶州, * 雷火州, 平婆州, 思浪州, * 武寧州, * 真登州, * 西平州, 安德州, 西源州, * 藤州, * 羅順州, * 忙貫州, 蘇茂州, 石犀州, * 上源州, 井州, 大通州, 究連州, * 峰州*
道	順流道, 大通道, 南冊道, 可了道, 北江道, 扶帶道, 扶樂道, 平樂道
洞	雷火洞, * 勿惡洞, * 決旱洞, 大發洞, 文湘洞, 勿陽洞, 沙蕩洞, 武健洞, * 麻沙洞, 猪洞, 朱麻洞
步	瀘東步, 金華步, * 朝東步, 天河步, 細江步, 大通步, * 東岸步, 安沿步, 慈調步, 度東步
鎮	潮陽鎮, * 望國鎮*
柵	司蒙柵, 鄭柵, 烏米柵, 蕩沛柵, 萬米柵, 枯柵, 蒙柵, 安樂柵
甲	但乃甲, * 古宏甲*
市	東市, * 西市*
寨	橫山寨, 羅鏡寨, 歸化寨
海口	布海口, * 茄覽海口, * 大惡海口, * 思明海口, 大旁海口, 波路海口, 交海口 (=天符海口), 南界海口, 日麗海口, 思容海口, * 尸喇皮奈海口(占城), 布政海口, 龍水海口
津	冷浮津, * 朝東津(占城)
村	杜家村, 劉家村, * 象奴村
邑	雜字邑, 海邑, 灘邑, 池邑, 神溪, 个屨, 芮邑, 義住邑
驛	懷遠驛, 歸德, 保康, 宣化, 清平, 永通, 感化, 安民
港	个濠港, 機舍港
巷	普喜巷, 畚作巷, 紙作巷, 機舍巷, 番琴巷
縣	都臘縣
郡	嘉林郡
潭	扶龍潭, 窩潭, 冷涇潭
社	几羅社, 麻浪阿呆社, 東扶烈社
隘	黃點隘, 貧隘
原	芮曳原
江口	路沛江口
營	泰和營
坡	封坡
亭	茶亭
寓	牧寓
所	米所
洲	冷涇洲
究	東究
分類不能	鳥路, 牡丹江, 應天, 大安, 姑山, 紫雲, 捧日, 磁灣, 嘉林, 符仁, 應豐, 大黃, 乃屯, 章山, 安老, 越灣, 麻雷, 吉林, 上塊, 那岸訟, 京岸, 烏鷲, 超類, 美祿, 太室, 究連, 安沿, 扶列, 西扶列, 丹鳳, 真那

*印は『大越史記本紀全書』と重複するもの

単位である県, さらに第3位単位であろう洞・甲・郷・場・庄・坊・村・邑があったと想定される。⁶⁾

道については「臨西道」の句が『大越史記本紀全書』2 通瑞3年(1036)冬十月にみられるのみで, その内容は不明である。⁷⁾しかし, 注5)に示すように『越史略』3中には8道があり, 後述するように, 南冊・北江2道はそれぞれ後世の海陽省, 北寧省の半ばにあたる広さをもっている。デルタの州より上位の行政区画とみてよいであろう。

道については, 以上の南冊・北江2例のほかには, 順流道がおそらく陳氏の拠ったナムディン省美祿県 Mỹ Lộc のあたりと思われ, また, 扶帶道がハイズオン省永頼県 Vinh Lai 近辺 [桜井 1980: 610] であることがわかるほかには比定しえない。H. Maspero も李代の路・道の位置はまったく不明であるとしている [Maspero, H. 1916: 41]。

州は黎朝期以降においては, 主として黎朝の間接支配区である「藩臣」「土酋」の地におかれたものである。⁸⁾李朝の州の性格には2種類あるようである [Ibid.: 37]。

州の首長を同じく『大越史記本紀全書』から抜きだすと, 平林州牧 (巻2 順天5年

6) 甲 giáp は19世紀においては社または村 thôn 集団の中の下位集団である [Ory 1894: 9]。しかし, 陳朝以前には独立村落の単位, もしくはいくつかの村落をまとめた単位であったと考えられる。『大越史記本紀全書』6 興隆5年(1296)には「春二月, 閔定天下各社民兵。……改甲爲郷。」とある [桜井 1975: 28]。

7) 『越史通鑑綱目』3 同年条註は「臨西・屬興化省。李爲臨西道。陳爲沱江道。屬明爲嘉興州。黎改爲嘉興府。今嘉興府是。」としている。興化省嘉興府は, 仏領時代の行政区画では Son La 省の南部と Hoa Binh 省の北部からなる山地である。

8) 土酋・藩臣の内容, 黎朝期の支配地域については桜井 [1975: 25-27] 参照。なお, 西南中国一帯の僮族社会が宋代に封建社会をすでに建設していたことを示すものとして王天獎 [1975] があ

<1014>), 諒州牧(同天成2年<1029>), 上威州牧(同年条), 渭龍州牧(卷3 太寧7年<1073>), 真登州牧(同天順5年<1132>), 卷4 大慶4年<1113>)と「牧」であるか,あるいは渭龍州首領(卷2 順天4年<1013>), 西農首領(同通瑞6年<1039>), 儻猶州首領(同年条), 萬涯州首領(同年条, 卷4 大定2年<1141>), 武勒州首領(卷2 通瑞6年<1039>), 司農州首領(卷3 大慶8年<1117>), 富良府首領(同天符慶寿元年<1126>), 卷4 大定3年<1142>), 蒲州首領(卷4 大定6年<1145>)と「首領」であることが多い。⁹⁾この牧・首領の官名は中央から派遣される律令下の通常の地方官というより,土着勢力の首長を封じたいいわゆる土官であったことを思わせる。

次に,こうした州の首長の姓氏に注目する。同じく『大越史記本紀全書』によってみると,黄氏(「平林州牧黄恩榮」¹⁰⁾卷2 順天5年<1014>), 申氏(「諒州牧申紹泰」¹¹⁾同天成2年<1029>), 可氏(「上威州牧可善覽」¹²⁾同通瑞3年<1036>), 農氏(「廣源州農存福」¹³⁾同通瑞5年<1038>), 何氏(「西農首領何文貞」¹⁴⁾同通瑞6年<1039>), 「渭龍州牧何彝慶」¹⁵⁾卷3 英武昭勝7年<1082>), 「司農州首領何永祿」同大慶8年<1117>), 楊氏(「萬涯州首領楊目」)卷4 大定2年<1141>), 「真登州牧黎法國」¹⁶⁾卷3 天順5年<1132>), 「真登州牧黎法圓」卷4 紹明3年<1140>)

9) このほかには「知父安州」(卷2 乾符有道2年<1040>), 「諒州安忠侯」(卷4 大定6年<1145>)の使用例がある。しかしながら,おそらく前者は「知父安軍事」(同治平龍應4年<1208>)と同じく,南方への軍事拠点確保のための特殊な役職であったと考えられる。たとえば,別に「知父安州杜清州牧范延」(同天嘉寶祐2年<1203>)の例のように,「知父安州」と「(父安)州牧」とが別に任じられている。また後者の安忠侯は各地の牧に賜与された称号と考えられる。たとえば「詔威侯日光, 知父安州」(卷2 乾符有道3年<1041>)の例は,「侯」が地方官に任命されたことを示している。

10) 平林州は『越史通鑑綱目』2 順天5年条註によれば「今高平廣淵諸縣是其地也」としている。『大南一統志』(東洋文庫蔵)42によれば,高平省廣淵県 Quảng Uyên は明命16年(1835)まで藩臣(明命12年<1831>から土知州)「閉」Bế氏が世襲的に支配する地であった。しかし,隣接する太原省の白通州には藩臣「黄」氏が同じく明命16年まで支配していた。おそらく,この黄氏と李朝期に高平省を支配していた黄氏とは何らかの関係があるとしてよからう。とすればヴェトナム以外の少数民族の長である。東南アジア山岳少数民族が宋代からの特許状を有して,共同体の連続性を保有していたことは白鳥[1975]に傜人文書を用いて証明されている。また,宋代から明代にかけての西南中国少数民族の氏姓については白鳥[1969:1-76]に詳しい。中でも猪・獐の大姓のひとつにみられる「黄」が,すでに『新唐書南蛮伝』に西原蛮の首長姓としてみられるという指摘は,李朝期高平の「黄」民を考える場合,示唆的である[同上論文:14]。

11) 諒州は『越史通鑑綱目』1 太平11年(980)条註には「今諒山省」とある。ランソン省 Lang Son である。

12) 上威州は『越史通鑑綱目』2 天成2年(1029)条註では「無考」とされる。所在不明である。

13) 広源州は『越史通鑑綱目』2 通瑞5年(1038)条註では阮朝の高平省広淵州 Quảng Uyên である。なお,農存福は『大越史記本紀全書』2 通瑞6年(1039)条では,当初「儻猶州」の首領であり,その弟存祿は「萬涯州」の首領であり,また妻阿農の弟當道は「武勒州」の首領であったとされる。『越史通鑑綱目』2 通瑞5年条註によれば,儻猶州は広源州と界を接しているといい,万涯州は太原省の武涯州 Vũ Nhai とされ,武勒は高平・諒山の地轄であるが,いまは不明であるという。『大越史記本紀全書』2 同年条には「皆屬廣源州」とあるから,広源州の農存福を盟主とする下位部族集団の連合であったと推定される。農 Nông が後世,カオバン・ランソン一帯に居住するヌン Nùng 族を指すことはいままでもないが,西南中国少数民族の古姓としてもよく知られる[白鳥 1969:14]。この農存福の子が有名な農智高である[河原 1975:29-40]。

14) 『越史通鑑綱目』2 乾符有道元年(1039)条註に「西農。屬太原省。今司農縣是。」とある。司農県は Tư Nông である。

15) 『越史通鑑綱目』2 順天4年(1013)条註には「渭龍。州名。……今宣光霽化州是其地也。」とある。チュエンクァン省の Chiem Hoá であろう。

16) 『越史通鑑綱目』2 天成6年(1033)条註には「真登州。屬山西省,今臨洮府是。」とある。ソントイ省の Lâm Thao である。

であり、李朝の4大姓(李・阮・杜・陳)¹⁷⁾のいずれでもない。特に、農氏、黄氏は明らかに山地少数民族の氏姓である。

また、こうした州の首長と李朝廷との関係は公主下嫁によって結ばれていた。天成2年(1029)には「平陽公主」が「諒州牧申紹泰」に嫁し(『大越史記本紀全書』2, 以下同)通瑞3年(1036), 「長寧公主」が「上威州牧」に嫁し(巻2), 大定8年(1147)には諒州に「瑞天公主」の第がつくられ(巻4), 大慶4年(1113)には「真登州牧夫人公主李氏」が薨じている(巻4)。これらの例が偶発的なものではなく、一定の政策意図のもとになされていたことは前述のごとく『大越史記本紀全書』4 建嘉12年(1222)に

定天下爲二十四路, 路分公主居之。

とあることによってわかる。公主を外臣に下嫁することが、中国の伝統的な招撫政策であることはいうまでもない。

このような州は、『旧唐書』33下 地理志 嶺南道安南都護府管下の「諸蠻州」にあげられる都金州・諒州・七源州・思琅州などと重複するものが多い。以上により、少なくとも首領・牧などの首長を有する諸州は、中国支配時代の羈縻州を受け継いだ半独立的な土侯国群と考えることができよう。

したがってまず、李朝の権力はこれら山岳部を除く、デルタ内諸省(仏領時代のソントイ、ハドン、ハナム、ナムディン、バクニン、フンイェン、ハイズオン、タイビン、ケンアン諸省)に限られる。¹⁸⁾しかし、別論ですでに述べたように[桜井 1975: 25-27], 1833-

17) 片倉穰氏の研究によれば、李朝期の文献にあらわれる姓氏62例のうち、李姓が16.7%, 阮姓10.8%, 杜姓6.3%, 陳姓5.2%を占めるという[片倉 1977: 66]。ただし、年代記中の多くの氏姓は内乱・遠征から出でる場合が多く、したがって山地民族の氏姓が実勢よりはるかに多く出でる可能性がたかい。したがって、これらの氏姓をデルタと山地に分類して、再分析する必要があるかと思われる。

1838年にいたるまで、阮朝行政区画でいう興化・宣光・太原・諒山・高平・廣安などの山岳諸省は土酋、藩臣の支配地域であり、阮朝に対しては「三年一貢」という儀礼的な服属関係をもつだけであった。したがって、李朝において、これらの州がハノイ政権の直接支配地ではないのはむしろ当然とすべきであろう。

しかし、李朝期においてはデルタ内諸州においても、李朝の直接支配地とは考えにくい地域が存在する。

III デルタ内の半独立土侯国——峯州

『大越史記本紀全書』1 通瑞3年(1036)には

三月, 以金城公主, 嫁峯州牧黎宗順。¹⁹⁾

とある。峯州は唐代においては都護府の直轄

18) 1830年代まで、北部ヴェトナムの伝統的王朝の直接支配地がデルタに限られるという点はヴェトナム史の認識の上で重要な点である。数的にこのイメージを再確認してみよう。1931年の調査で、いわゆるトンキン地方は115.7千km²を有しているが、このうち、デルタ諸省の占める面積は12.2千km², すなわち10.5%しかないのである。北部ヴェトナムの9割はこうした半独立土侯群に占められていたことを認識すべきである。次に12.2千km²のデルタを我が国で考えれば、ほぼ新潟全県にあたる。あるいは房総半島を除く、東京・千葉・埼玉・神奈川に等しい。本論では筆者はこの狭小なデルタ内に少なくとも9個の権力が13世紀初頭までは割拠していたと考えるが、たとえばこのうちの北江勢力がバクニン省全域を支配したとしても、その面積はせいぜい1,000km²にすぎない。いわゆるムアング国家のレベルである[Wales 1965: 102]。

なお『大越史記本紀全書』2 順天4年(1013)には「渭龍州叛附于蠻。帝親征之。首領何旻俊悞, 引其徒竄山林。」とあり、渭龍州の何氏はもと「首領」とよばれていた。H. Masperoはこれら半独立的な州の長には2種あって、「牧」は州の世襲的領主、「首領」はあまり強力でない領主としているが[Maspero, H. 1916: 37], その根拠は不明である。

19) 『越史略』2 同年条では金城公主が慶城公主に、黎宗順が黎順宗になっている。

州であり、フトー省の山岳部からソントイ省にかけて、阮朝山西省の大部分を占める州である[桜井 1979: 14-16]。『越史略』3 建嘉7年(1217)をみると、北江(バクニン)・洪州(ハイズオン省西部)を確保した陳嗣慶²⁰⁾が、峯州の征服にのりだすところに

太尉(陳嗣慶)引兵攻峯州真那。其□皆拔之。丁卯、峰州諸屬邑皆出降。太尉復引軍顯信王八、克之。八奔安樂柵。自此一帶鄉邑悉平。

とある。これによれば、峯州の主將顯信王八が「安樂柵」に奔入したことによって、峯州が陳嗣慶に従ったことになる。柵とは後世の冊 sách と同じで、黎朝以降では山地土酋支配区に用いられる。安樂は黎朝以降の山西承宣(=省)の安樂県 Yên Lạc にあたるのであろう。Yên Lạc は現 Sơn Tây 市の紅河をはさんだ対岸にあたり、主として紅河旧河道の形成する沿河微高地と段丘下位の複合からなる地で、デルタの頂点部にある。現県都の Yên Lạc はハノイの西北方わずか 37 km にすぎない。

また『越史略』3 治平龍応6年(1210)に蘇忠嗣が王子崑(のちの恵宗)を快州人の手から都に連れ戻したとき、王子崑の偽朝廷の官吏がみな「逃去、以蒙竄於安朗郷」したとある。安朗郷はおそらくのちのソントイ省安朗県 Yên Lãng であろう。李朝末とはいえ、この地がすでにハノイ権力の及ばない地として認識されているのである。Yên Lãng 市はハノイより紅河を隔てて西北わずかに 22 km の地である。Yên Lãng を峯州領域とすることには若干の問題があるが[同上論文: 14-15]、やはりハノイとは別の勢力があった地として大過あるまい。

20) Trần Từ Khánh. 陳朝の太祖陳承の次弟。治平龍応6年(1210)以降、父陳李にかわって陳氏の兵を統べ、李高宗 Lý Cao Tông, 李恵宗 Lý Huệ Tông と対抗、陳氏勃興の基をつくる。

この峯州の勢力の拠った中心を安樂・安朗に限定して考えれば、この地はいわゆるナムダオ山塊の南面テラスと、紅河北岸に発達した自然堤防、およびこの間の狭小な後背湿地よりなる地域で、ドンソン文化の遺跡が豊富に発見されるほか、文献的には漢代蘆冷県の故地と推定され[同所]、また10世紀においては矯公罕・阮寛の2使君の勢力と一致する。さらに峯州の概念を広くとれば、対岸の吳權・吳日慶の勢力、さらに西方は矯順の勢力[桜井 1980]までを含めて考えることができるかもしれない。筆者の分類によれば、第1期A型の地域である。

とすれば、この段丘・沿河微高地複合の地においては、李朝期にはかつて分裂していたこれら諸勢力を峯州として統轄する勢力が生じてきていたことを意味する。

IV 李朝末におけるデルタ内諸勢力の分立

以上によって、李朝統一政権といわれる内容が、北部ヴェトナムにおいてはほとんど紅河デルタのみに限られ、紅河デルタ内においてもハノイ西北 Yên Lạc より西北は半独立的な1土侯国を形成していたことがわかる。ではデルタ内部においては、いわれるごとき中央集権的な領域支配が成立していたとしてよいだろうか。

李朝国家は治平龍応3年(1207)以降、ハノイの高宗・恵宗の朝廷勢力と、ナムディンの陳嗣慶を中心とする勢力に分立し、ほぼ20年にわたる内乱時代を迎える。この過程において多くの地方勢力が興起し、あるときは朝廷に、またあるときは陳氏に組するといった複雑な動きをみせる。次に、この諸勢力の興亡をみることによって、まず李末の地方勢力の位置とその意味を確定したいと思う。

1 国威州

『大越史記本紀全書』4 治平龍応3年

(1207) に

國威州傘園山蠻爲盜，劫掠清威鄉。²¹⁾
とあり，同書治平龍応4年(1208)には
國威州人，亦率徒侶，屯于西結。道路爲之
不通。

とある。また『越史略』3 同年条には
國威州賊段可列・王滿反。

とある。『安南志略』12 李氏世家 吳昺で
は

時國威州賊沅年，號金天大王，與洪路人段
麻當叛。

とあり，首謀者の名こそ違え，やはり李末国威
州に巨大な反乱が起こったことを示してい
る。

また『越史略』3 治平龍応4年(1208)には
而國威人亦率其徒，屯於西結。文雷寨人屯
於拖幕江，自此道路阻絶，舟船不通。

とある。

1208年反乱のあとの国威州について『大越
史記本紀全書』はほとんど記載を失っている
が，『越史略』3 建嘉元年(1211)，惠宗の権
臣蘇忠嗣の將阮字が，蘇忠嗣の誅殺を怖れて
「國威」に奔ったとあり，また同書建嘉3
年(1213)二月には，今度は惠宗の対抗勢力
陳嗣慶が「國威州」を攻めてこれを降してい
る。同書建嘉4年(1214)正月には嗣慶の將
阮嫩が「國威兵」を率いて陸路ハノイを攻め
ている。

しかし，こののちもバビ山塊山中では依然
割拠をつづけたとみえ，『大越史記本紀全書』
5 建中2年(1226)条には

時承李朝之衰。盜賊群聚，傘圓山・廣威山
諸蠻，互相侵擾。

とある。

これらよりみると，李末抗争の間において
国威州の勢力が，確然と第三者的位置をもつ

21) のちのハドン省 Thanh Oai 県であろう。後世
の県が李朝以前では「郷」とされた例として，
安朗県が安朗郷(『越史略』3 治平龍応6年
<1210>)，金城県が茶郷(『大越史記外紀全書』
5 晋開運2年<945>)とされる。

て，ときにハノイに，ときにはまた陳氏の勢
力に20年にわたって反抗していたことがわか
る。

国威州については『越史通鑑綱目』5 大治
5年(1362)条註に「國威。府名。今屬山西
省」とある。『大南一統志』山西省には「國威
府……漢交趾郡地，李日國威州。」とある。国威
州と国威府がほぼ同定しうるものとすれば，
安山県 Yên Sơn，美良県 Mỹ Lương，丹鳳
県 Đan Phượng，石室県 Thạch Thất にあた
り，仏領時代の行政区画でいう Thạch Thất，
Tien Son，Chương Mỹ などの諸県にあた
る。1208年でいう拖幕江はのちの拖幙洲であ
ろう。『大越史記本紀全書』5 紹寶7年(1285)
には「拖幙洲。即天幕。今慢幙洲是」とする。山
本達郎氏はこれを紅河中流域の Khóai Châu
南西方7kmの Man Trù Châu に比定して
いる[山本 1950:355]。『越史通鑑綱目』1
黎大行天福2年条註では「西結。失詳」とす
る。山本達郎氏は種々の考証から西結をフ
ンイェン省 Khóai Châu 府の Đông Kết(東結)
の西隣，または紅河をはさんでこれと相対す
る地とする[同上書:170-174; 1975:112]。

したがって，いずれもデルタ西北段丘の国
威州の勢力がハドンまたはハナム省を横切っ
て紅河中流域へ進出したことを示している。

国威州は地形区分的には先の峯州と類似し
た段丘下位が Sông Con 河の自然堤防と接し
た地域である。ただ，Sông Con 河の土砂流
出量が少ないため，紅河本流両岸に比して自
然堤防による微高地形成が貧弱な点と，Sông
Con 河と Sông Đáy 河の合流点(Nga Ba
Tha)西岸までバビ丘陵が迫り，かつ Thanh
Oai 県を形成する Sông Đáy 河東岸に発達
した自然堤防のために，両河溢水時の水量が
滞流して広い後背湿地を形成している点が異
なる。

この湿地は20世紀初頭までは桑畑として利
用されるのみであったらしく，図1に示すよ

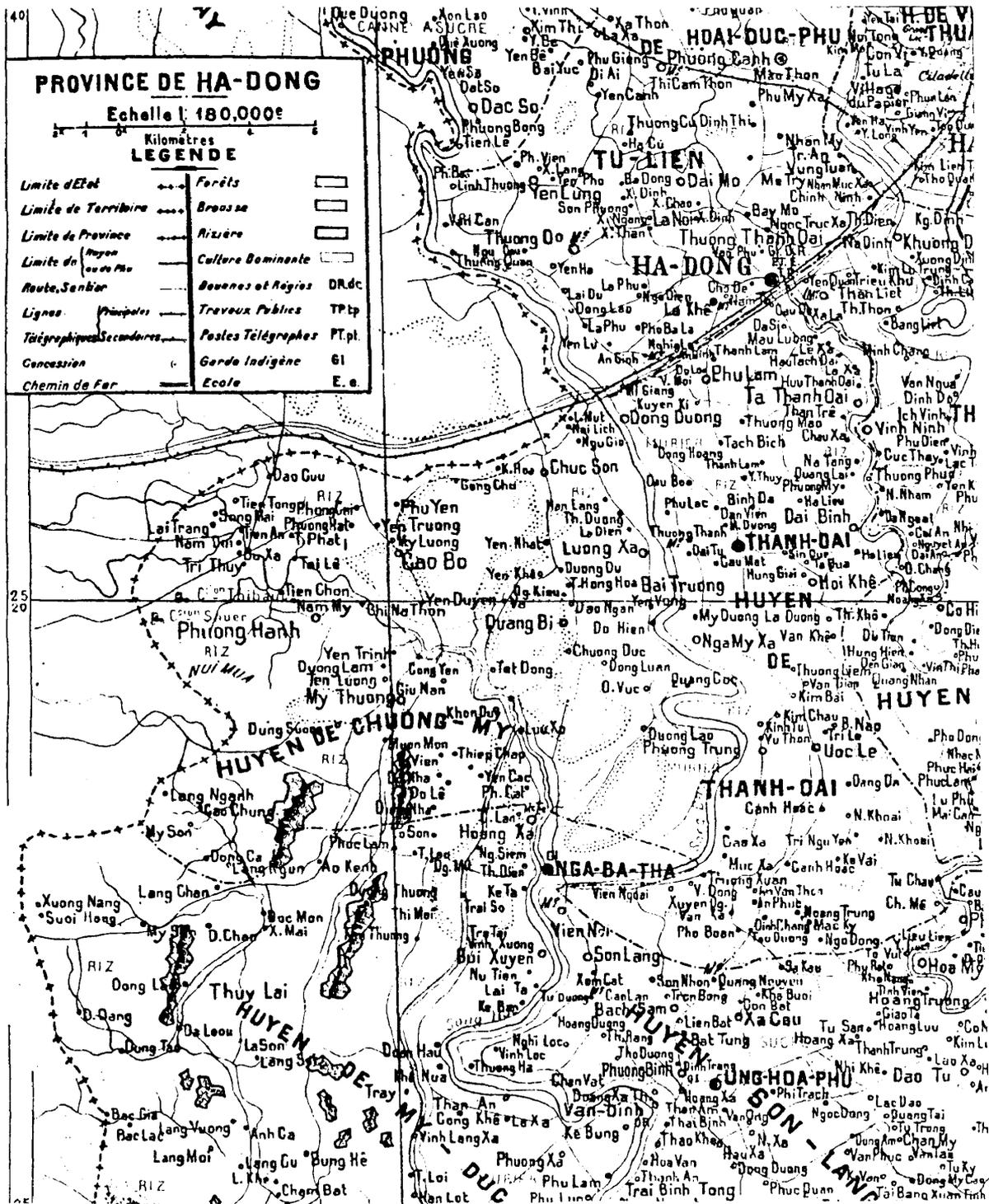


図1 1909年版，仏領インドシナ地図のハドン省の一部。
Sông Đáy と Sông Con 合流部の巨大な砂洲が描かれる

うに1909年版の *Atlas général de l'Indochine française* 所載の18万分の1地図には広大な沼沢地として示されている [Gallois 1909:

Province de Ha-Dong]。また，前論 [桜井 1979: 31] に述べたように，Y. Henry, P. Gourou の示す夏稲分布ではこの一帯は一面

の夏稲単作地帯として描かれるが [Gourou 1936: 34; Henry 1932: 47, Rizières du Tonkin et du Thanh-Hóa], 『同慶御覽地輿誌』 山西省では安山県は「稻歳二熟」, 丹鳳県は「稻歳二熟, 秋田多, 夏田少」, 美良県は「田利林利相半」として, ほとんど山地農耕・段丘下位の作付選択または二期作のいわゆる中游農業の様相を呈している。これはこれらの地方の低地夏稲単作が19世紀段階でも行われていなかったことを示す。²²⁾

注22) で示したように雨季においては低地は「壹望汪洋」とする状況であったとすれば,²³⁾ バビ山塊の段丘こそが国威州の農業基盤であり, Sông Con, Sông Đáy 両河間低地

22) 前論 [桜井 1978; 1979; 1980] において繰り返し述べたように, 夏稲は雨季滞水のために秋稲耕作のできない地域に適した品種である。にもかかわらず, これら Sông Con, Sông Đáy 両河川合流地点において夏稲ができない理由を, 『同慶御覽地輿誌』 河南省彰徳縣・氣候は「肆辰, 氣候與諸轄同。惟肆五等月, 常苦雨, 爲災。上游及山溪水注下, 夏禾浸損。陸柴月之後, 河水漲溢田間, 壹望汪洋, 往來非舟不可。秋月屢被浸損」として, 旧曆四, 五月の山地よりの出水のために, 夏禾(夏稲)が損害を受け, 雨季には一望沼地と化して, 舟運によってしか交通ができないことを示している。狭小な後背湿地が山地にあまりに接しているがゆえの現象だろう。

を間において, デルタ・コアと対していたとするのが, 当時の環境であったろう。

では, これら段丘部の定着民を結合させ, デルタ・コアの李朝権力に抗せしめた要因は何であろうか。この地は先にみたように19世紀段階ですでに二期作が可能とされるように, 水利条件の卓抜した地域で, のちにデルタ各勢力でみるような, 水防による超村落連合を必要としない。

李朝の文献をみると, 当時の集落はいずれも自衛的な軍事力を保有している。たとえば『大越史記本紀全書』2. 順天19年(1028)条註に黎奉曉の伝を載せて

23) この状況は, P. Gourou の紹介する出水時の Chương Mỹ・Mỹ Đức 輪中の東西横断面をみることによって明瞭となる。

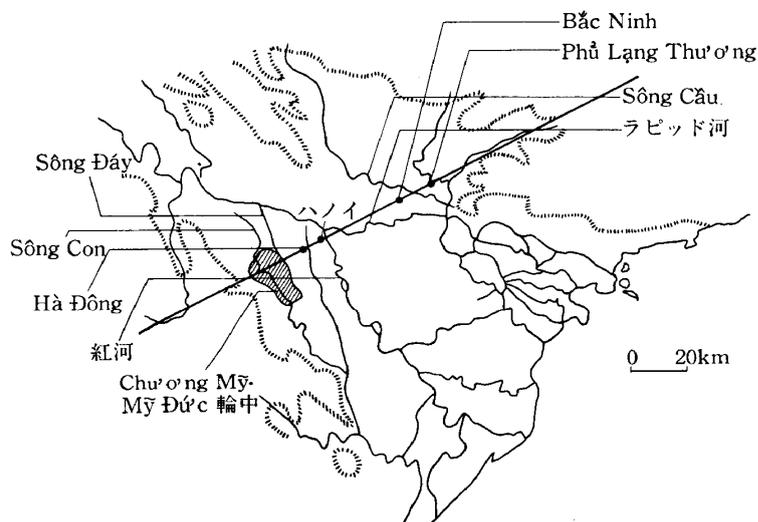


図2-1 北沱濫原・西沱濫原。斜線は横断線を示す

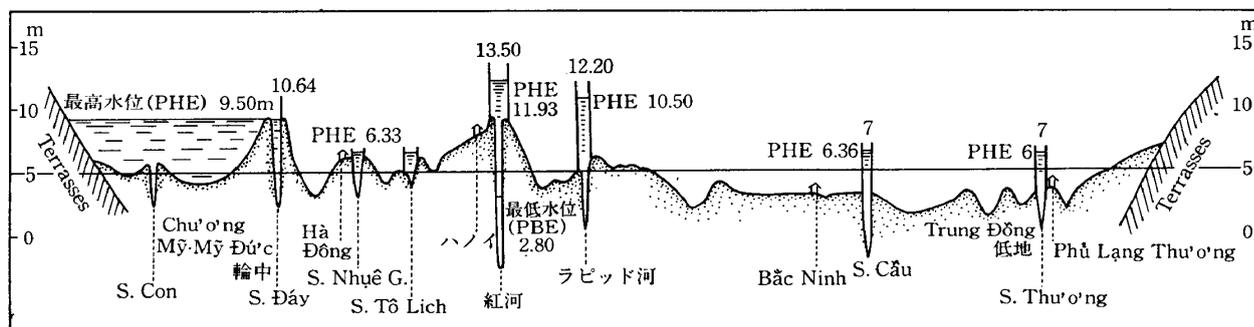


図2-2 図2-1の斜線に基づく北沱濫原・西沱濫原の横断図
Gourou [1936: 30] より作図

奉曉愛州氷山郷人，少雄勇。古碑・潭舎二村争界，以兵相向。奉曉謂古碑人曰……とある。これは、村落の境界争いに村落自衛軍が相争ったことを示している。

李朝末期にはこの例は多く、『越史略』3 治平龍応5年（1209）では

猪洞人阮破鄰領其部曲，夜盜隊舎官府財物。とあって、「部曲」を私兵化する例がある。また同書建嘉元年（1211）には、ハノイを逐われた阮字が灘邑（不明）を通ったときに、当時「山獠」の跋扈に苦しんでいた邑中の父老に請われて、自衛軍を組織する話がある。

字乃決意居之，大會邑人，屠牛歃血，而盟，諭以利害。衆皆許諾。字以其得衆，乃引兵攻破山獠，斬首而還。

また同じく、村落自衛軍が「土蠻」を破った例としては同書3 天資宝祐4年（1205）（なお『大越史記本紀全書』『越史通鑑綱目』では天嘉宝祐となっている）に大黃人費郎が Sông Đáy 河を渡河してハナム省一帯の郷村を劫掠したおり

至蜆洞，爲洞人邀激，大破之。

としている。

この村落自衛軍の連合に成功したものが、地方割拠勢力を形成すると考えられるが、これを先の阮字の例にみてる。阮字は山獠を平定してのち、「自此一帯郡縣，皆爲字有」として、この地方全体を阮字の支配地としている。翌建嘉2年（1212）春正月，阮字は朝東歩で陳嗣慶と約を結び

乃分大江之兩岸，各自統率。自上塊至那岸浚，北江道及陸路郷邑屬於嗣慶。自京岸至烏鳶，屬於字。期以三月會攻烘人。

とあって、境界を設定し共同軍事行動をとるまでになっている。

これらの例をみると、土地争い、村落の保衛のために村落自衛軍が形成され、それが連合して敵にあたりあるいは匪賊化して、やがて有能な指導者のもとに地域権力を形成して

いく過程を推定することができる。

段丘部のごとき、背後で直接山地異文化民族の居住区と接する地域においては、村落の保衛はおそらく必須のものであったろう。事実、阮字は蘇忠嗣に逐われてまず「國威」に奔じ、次いで「部黨」を率いて京師に盗掠にはいり、王兵に逐われて「枯柵山」にこもり、食つきてやむをえず、陳氏のもとに向かう途次先の「灘邑」で村落自衛軍の連合に成功するのである。また、1225年に陳嗣慶と領分を分けたときはハノイより烏鳶（ハノイ西方の Tù Liêm 県下姥社 Hạ Mẫu [桜井 1979: 37]) までである。枯柵山・灘邑の地名はいずれも同定不能であるが、国威・ハノイ・ハノイ西方・Tù Liêm 県と比定してみると、やはり阮字の行動範囲はハノイ西方で、山地蛮と接した地域、すなわちハノイ西方の紅河南岸から Tù Liêm, Thanh Oai 両県を経て Quốc Oai 府の諸県にいたる間と想定することができよう。とすれば、阮字の勢力形成は段丘部村落の結集にはじまり、しだいに紅河微高地・後背湿地に拡大したものとみられよう。これを段丘部村落の結合のひとつの代表的な型として考えられるなら、国威州のこうした勢力勃興も、背後の山地異文化民族の攻勢に対する村落保衛、自衛軍の存在に立脚しているとするともできよう。

2 大黃州

大黃州の名は『大越史記本紀全書』4 天資嘉瑞13年（1198）に

濱州高舎郷吳公李，招聚凶頼，與大黃州人稱先皇苗裔丁可・裴都者同時作亂。

とあり、同書建嘉4年（1214）に

嗣慶擊丁可・裴都於大黃州破之。

とある。大黃州は別に大黃・大黃江といういい方もあり、『大越史記本紀全書』1 丁紀先皇帝に「大黃華閩洞人」とあり、『越史通鑑綱目』1 丁先皇帝元年条註には「大黃。州名。

今寧平嘉遠縣是。」とある。また『大越史記本紀全書』4 大定15年(1154)には

秋八月。大黃江今長安府是也山獠首領農可來叛。

とある。ここでいう長安府は順天元年(1010)七月に旧華閩城におかれたものである。前論[桜井 1980]で述べたように、華閩城旧跡は寧平省嘉遠県長安上下社にあるが、これはこの長安府に由来することはいままでのない。

したがって大黃州はニンビン省を指すと考えてよかろう。²⁴⁾ 19世紀初の地誌『各鎮總社名備覽』には清平道長安府嘉遠県に「大黃總」「大黃社」がある。これは李朝の大黃州と関係があるのだろう。

この大黃州は李朝三府のひとつ長安府がおかれたにもかかわらず、やはり李朝期を通じて叛服たえまない半独立勢力を形成していたようで、李朝初期太祖の時代においても長安府には「開國王」²⁵⁾が居して、府兵を率いて独立した武装勢力を形成した。開國王は順天19年(1028)太宗が即位するとただちに謀叛を起こしたが、太宗の親征にあうや降を請うてゆるされている。さらに爵位を復されているところからみると、やはり相当の在地勢力を形成していたと考えてよかろう(『大越史記本紀全書』2 同年条)。

このあとの長安府=大黃州の状況ははっきりしないが、李朝末期では先の大定15年に農可來の反乱があり、帝はこれを親征すべく莅仁 Lý Nhân, 應豊 Ứng Phong 方面に進出している(『大越史記本紀全書』4 大定15年)。

次いで天資嘉瑞13年(1198)に前述の丁可・裴都の反乱が起こり、天嘉宝祐2年(1203)には「大黃人」費郎・保良の乱が起こり、その勢いは「路布江」(『越史略』3 天資宝祐2年条「路

沛江口」)まで進出している。『越史通鑑綱目』5 天嘉宝祐2年(1203)条註では

路布江。天下郡國利病全書，路布江在懿安縣界，今未詳的處。

としており，Sông Hoàng Long Giang から Sông Đáy に下り，Ý Yên 県の西辺を Sông Đáy に沿って遡流したとみることができよう。次いで翌天嘉宝祐3年(1204)に杜敬修に対して「大黃江叛人」の追討令が出されている。『越史略』3 天資宝祐3年条によれば，このとき杜敬修は章山・安老間(不明)に進出するのみで，暑熱と糧絶のために空しく帰還している。五月には関内侯杜英允が出撃して敗退し，ついに十月には権臣譚以蒙が，大黃人にそなえるべく諸道兵を將いて，「自婆溝徑以北，沿路江口，抵文雷寨」にいたる壘を築いている。この三つの地名はいずれも不明であるが，このうち路江口を『大越史記本紀全書』4 でいう路布江と考えれば，Ý Yên 県の西辺とすることができる。文雷寨人は国威州の人とともに西結に屯して舟運を途絶させている。とすれば，Quốc Oai の Sông Đáy 河沿いのいずれかとみることができよう。したがって，この大黃人の進出限界は Sông Đáy 河の西岸とみるのが正しく，とすればこの地域はすでに暑熱糧絶の地としてハノイからは認識されていたことになる。

翌天資宝祐4年(1205)「大黃人」は江(Sông Đáy 河)を渡って応豊行宮に進出し，この地帯を焚いている。応豊行宮はナムディン省の務本県 Vụ Bản 近くの地である。

次いで治平龍応3年(1207)，「大黃人費郎」がまた「雑字邑」を攻め，また建嘉5年(1215)には陳嗣慶の軍に攻められて，将阮堂が溺死している。このように李末大黃州の歴史をみると，Sông Đáy 河西岸からホアビン丘陵にかけて相当に独立的な権力が存在していたと考えざるをえない。

大黃州勢力の拠地の地形についてはすでに

24) 筆者は李朝以前の大黃江については紅河中流域とする通説をとらない[桜井 1980: 621]。

25) 開國王善。太宗佛瑪の兄弟と思われる(『大越史記本紀全書』2 順天4年<1013>)。

前論に述べたところである [同上論文：621-624]。すなわち、いわゆる Nho Quan 大湾入の低湿地と段丘の複合からなり、肥沃な農業基盤を想定することは難しい。おそらく13世紀にいたっても、若干の夏稲面積の増加はみられたにせよ、農業的後進地域であったことは疑いえない。このような地域においてかくも強大な勢力が成立しえたのは丁部領において詳説したように [同上論文：624-625]、やはり紅河デルタータインホア連絡のターミナルとしての意味が大きかろう。

前論において華閩城は海港としての意味も考えられることを述べた [同上論文：625]。この意味は李朝においてはより判然としてくる。李朝は1021年以来、数次にわたって占城侵攻を行うが [馬司培羅 1972：61-80]、そのルートを太宗の明道3年(1044)でみると、「大安海口」を出港してハティン省海岸を経由しながらフェを攻めている。その帰途は又安を経由し、「長安府」につき、次いで「莅仁」に寄ってからハノイに戻っている(『大越史記本紀全書』2 同年条)。

もし往路・復路とも同じルートであったとすれば、当時の占城への幹線はハノイー莅仁ー(おそらくは Phủ Lý 運河)ー長安府ー大安海口²⁶⁾であったと想定される。注26)に示し

26) 大安海口の位置について、G. Maspero はナムディン省 Nghĩa Hưng 府の Quần Liêu 社であるとす [Maspero, G. 1928: 122]。この見解は『越史通鑑綱目』前編4 陳大建3年(571)条註に「今大安縣羣遼社遼海門」とあるのによる。山本達郎氏は地図を案じて Sông Đáy 河河口近くに Quần Liêu Trai を発見し、これを大安海口とした [山本 1950: 374]。これらはいずれも文献による考証であるが、P. Gourou は現今の Quần Liêu はその景観および村落の構造からみて、さして古い村とは考えられないとしてこれを否定し、より上流の Sông Nam Định Giang と Sông Đáy 河の合流点に求めた [Gourou 1936: 45]。以下、筆者の見解を述べる(図3参照)。

まず、山本氏の Quần Liêu Trai は19世紀はじめのものとされる『各鎮總社名備覧』[Aurousseau 1920: 84]にはこの村落の名はない。これは脱落のためではなく、『各鎮總社名備覧』中の村落

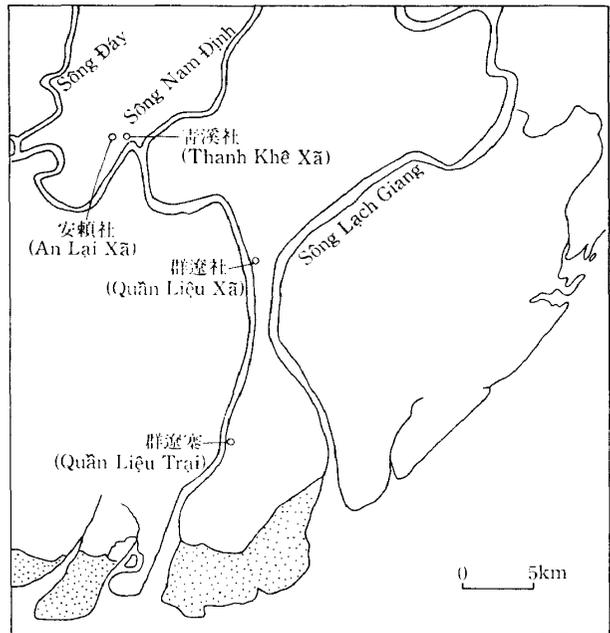


図3 「大安海口」関係図

名を地形図に落してみると、Sông Lạch Giang と Sông Đáy 河の間ではもっとも南端は群遼社であって、それ以南の村落は存在しない。したがって、群遼社の南方14 km の Quần Liêu Trai は阮公著の開拓以降につくられたものと推定される。

逆に地形図でいう Quần Liêu = 群遼社は少なくとも19世紀はじめには存在している。『各鎮總社名備覧』大安県は65社を有する。これに対して、15世紀末ごろの統計と考えられる『抑齊集地輿誌』謹按に載る社数は71社である。したがって、若干の興廢はあるにせよ、基本的には15世紀から19世紀初頭まで大安県の村落数には変化がないとするのが妥当であろう。とすれば、P. Gourou の指摘にもかかわらずこの群遼社はおそらく15世紀にも存在したことになる。『越史通鑑綱目』同年条註には「趙越王祠」が同社にあることを伝えている。しかし『同慶御覽地輿誌』南定省大安縣、『大南一統志』南定省はいずれも「趙越王祠」は獨歩社にあるとしている。『粵甸幽靈集』明道開基聖烈神武皇帝には大雅海口の趙越王祠は陳重興元年(1285)に勅封されているから、この獨歩社の王祠は少なくとも13世紀に遡るものに相違ない [Maspero, H. 1916: 14]。獨歩社は現在の地形図上には発見できないが、獨歩社の属する青溪総 Thanh Khê は現存している。この集落群は Quần Liêu より Sông Đáy 沿いに14 km 北上した Sông Nam Định Giang との合流点北岸に位置する。この青溪総に属する An Lai (安頼社)に伝わる伝承では、この村はかつて大安とよばれていたという [Gourou 1936: 45]。このように「趙越王祠」の存在に注目すれば、大安海口は現 Sông Đáy 河口より約40 km 遡江した現 Nghĩa Hưng 市の西方に位置したことになる。P. Gourou の景観論に従えば、やはり李朝の海口はこの地方に存在したとするのが正しく、以後、群遼社の一帯が15世紀までにより南方に建設されたとするべきであろう。

たように当時の Sông Đáy 海口が現海口より 40 km 北方にあったとすれば、さらに 30 km 遡江してさらに Sông Hoàng Long Giang (黄龍江)に左折して 8 km ほど進んだ位置にある長安府は Sông Đáy 河の風波を避ける位置にあったのかもしれない。²⁷⁾ 大黃州の勢力が Sông Đáy 河沿いに展開するのはこのゆえであろう。筆者はこの大黃州の勢力拡大を、この Sông Đáy ルートのターミナルとしての位置から考えたい。²⁸⁾

3 藤州・快州

藤州は十二使君の一范白虎が拠った地であり、また黎桓がその諸子を分封した際に、第5子開明王鋌が封じられた地である [桜井 1980 : 609-610]。この藤州は李朝末期に強力な軍団として現われ、ついには陳氏の抬頭にいたる大反乱を惹起する。

すなわち、治平龍応 4 年(1208)、前年蜂起した国威州人が西結に屯して道路を塞いだとき、上品奉御の范秉彝が(『越史略』では「范秉彝」)「藤州兵」を率いてこれを討った(『大越史記本紀全書』4 同年条)にはじまる。『越史略』3 治平龍応 3 年(1207)によれば、この年「段尚・段主」²⁹⁾が反乱を起したとき、可了道³⁰⁾を進んだ討伐軍の長に范秉彝がみえるから、おそらくこれ以前に 1 軍団の長であったことがわかる。治平龍応 4 年、知父安州軍事であった范猷が反乱を起こしたとき、こ

27) 海口部が後退していたころの Sông Đáy 河が風波のためはかなり危険な河であったことは、丁先皇の太平10年(979)に呉日慶の率いる占域水軍が大悪海口(=大安海口)より侵入して、1泊を経たのち、華閩域(=長安府)を目前にして暴風のために大部分が溺死した事実によって知られる(『大越史記本紀全書』1 同年条)。大安海口より1泊の行程で、しかも華閩より東方とすれば、現 Ninh Binh 市付近としか考えられぬが、この地で沈没が起こっているのである。

28) もとより、軍事勢力の基盤のひとつに国威州と同じく、段丘部村落自衛軍の存在が推定されることはいうまでもない。

れに呼応した「烘人尚・主」らは藤州を攻め、藤州人は范秉彝に請うて、猷を攻めさせている。このとき、藤州・快州人がこれに従っている。³¹⁾ また翌5年、捕えられた范猷が王に讒言したため、范秉彝が逆に京城に捕えられたとき、その軍団が一斉蜂起して宮中に乱入し、殺された范秉彝の死体を御車に乗せて朝東歩に退くという事件が起こっている。³²⁾

快州(『越史略』では陳朝の制にならって「快路」とする例が多い)軍団のその後については『大越史記本紀全書』は黙しているが、『越史略』3 治平龍応 5 年(1209)、「順流快」が范秉彝の死を理由として、舟師を率いて京師を攻めたとある。³³⁾ 1209年の段階では快州軍団と美祿の陳氏の軍団が連合して、太子昂を擁立して、ハノイの高宗の勢力と対抗していたことがわかる(なお後述するごとく、高宗はこのとき快州に対立する洪州の勢力に拠っている)。

翌6年正月、1度は昂についた蘇忠嗣³⁴⁾が

29) 『越史略』3 治平龍応 3 年条のみ「秋八月、段尚・段主反。」として、『大越史記本紀全書』『越史通鑑綱目』ともに記述がない。ただ以後の洪州勢力の勃興の中で、段尚が首魁としてクローズアップされる点は同じである。なお『安南志原』12には前述のごとく、洪州の賊として「段麻當」の名がある。

なお『越史通鑑綱目』は段尚の反乱を、建嘉2年に段尚に委託して盗賊の巡捕を行わせたのにはじまるとしているが、筆者は『越史略』の記述を信頼する立場から、これをとらない。

30) 可了道 Khả Liễu Đạo は位置不明である。

31) ただし、范秉彝自身は『越史通鑑綱目』5 治平龍応 5 年(1209)条註によれば、「秉彝。宦者。而有子。舊史記載不詳。」とされ、果たして快州・藤州在地勢力の代表であったかは不明である。同年の宮中乱入事件の首謀者である郭トや「快路將軍」とよばれた阮堂などが、おそらく実質的な指導者であろう。

32) 『越史略』3 同年条「朝東歩」は、『大越史記本紀全書』4 同年条では「東歩頭」になっている。『越史通鑑綱目』5 同年条註によれば「即今珥河之東津也。」とあり、この記述を信用すれば、ハノイの東側、紅河に面した渡河口を指す [山本 1950 : 54-55 ; 1975 : 86]。

裏切ってハノイ側につき、「勦兵，攻快人。」として，海邑（おそらく劉舎社）にいた王子崑を捕えハノイに連れ帰ったとしている。

同書建嘉元年（1211）では海邑に進んだ陳太祖は「快將阮堂」をして南下する「快人」を防がせている。このとき，後述する陳嗣慶による「決江水」の事件が起こり，「快人」と「烘」とが一転して連盟を結ぶ。

同書建嘉5年（1215）では，再び「快路將軍阮堂・阮岬」が一旦，嗣慶につきながら，またこれを裏切って，北江（バクニン）に拠る阮嫩と結び，嗣慶による「快郷」討伐を受けるとまた嗣慶に帰すという動きを示している。

『越史略』の内容を分析する限り，藤州・快州の勢力もまた短期間ではあるが，洪州ま

たは陳氏の勢力に相拮抗する勢力を形成していたと考えざるをえない。

藤州 Đẳng Châu が自然堤防と砂洲の複合体に立地し，のちの Hung Yên から推定されるような河港としての適地から，10世紀にはすでに范白虎の勢力を生んだことは前論に述べた [同上論文：618]。13世紀の勃興においては，この藤州勢力が快州の勢力と一体化していることが注目される。

現快州 Khóai Châu 市は明命13年（1832）に Kim Động 県の Đẳng Man（藤蔓社）に移建されたもので，これ以前は Đông Yên 県の Trương Xá（張舎社）におかれていたという（『大南一統志』興安省）。したがって現 Khóai Châu 市をもって快州とすることはできない。

李代快州の領域を特定することは不可能であるが，永楽5年（1407）の明制による快州府は仙侶・施化・東結・芙蓉・永涸の5県からなっていた。この5県は後代の Tiên Lữ, Ân Thi, Khóai Châu (Đông Yên), Phù Cừ, Yên Mỹ, Kim Động などの諸県にあたり，フンイエンの大部分と重複する [山本 1950: 530-531]。

明代快州府を李朝快州とほぼ同じであると仮定すれば，この領域は東西約 23 km, 南北 37.5 km に達する広大な空間である。地形区的には紅河左岸に発達した自然堤防と，東方の古デルタとの複合からなる。したがって，集落立地の面でも自然堤防に密集した集落群と，古デルタに残された旧河道の形成した沿河微高地列に立地した集落列とに分かれる。

前論での筆者の分類に従えば，前者は第1期C型（大河自然堤防上の集落），後者は第2期A型とすることができる。このような広範なかつ地形条件を異にする部分が1個の勢力範囲を形成する以上は，³⁵⁾ 10世紀の藤州のようにトランスポートの要素を中心に考えるのは無理がある。

33) 「順流」とは同書治平龍応6年（1210）十一月に「順流明字陳嗣慶」とあり，また同書建嘉元年（1211）によれば，陳太祖（＝太宗）のもとに趣く阮麻邏は「順流道」を進んでいる。この場合，順流は陳氏の爵位*もしくは陳氏の拠る地域と考えるべきだろう。

*『越史通鑑綱目』5 建嘉元年条は「封嗣慶爲慶爲侯，以蘇忠詞爲太尉封順流伯」としている。「明字」については同書5 大定11年条註に「明字。潘輝注歷朝憲章，明字爵名，以賜有功者。」としている。また『安南志略』14 官制に「上路寨主侯明字爲之」「副寨主俗呼行遣又呼尙書明字大僚爲之。」，また章服として「王冠三級，侯冠二級，明字冠一級。」とする。爵位のひとつとしてよからう。

34) 蘇忠嗣は高宗の没後，王子崑が恵宗として即位するころから，ハノイ宮中で強力になった武人である。『大越史記本紀全書』によれば，太子崑が海邑劉家村（『越史通鑑綱目』5 治平龍応5年<1209>条註によれば，興仁県 Hưng Nhân の劉舎社 Lưu Xá であるという）に行き，この地で陳李（陳元祖）の女を娶ったとき，「女舅蘇忠詞」を拝して殿前指揮使としたという。また京に戻る際も「帝使上品奉御杜廣將兵，往蘇忠詞家」とあって，蘇忠詞が海邑劉家村の豪家であったことを示している。あとにふれるように，海邑劉家村は陳氏の拠地となるが，おそらく蘇忠詞は陳氏を首とする沿岸勢力のうち，紅河・バンブー運河の分岐をおさえた在地豪族であろう。

筆者は前論 [桜井 1980 : 610-612] において、ラピッド河南岸に広がる古デルタ洪州において、10世紀に曲氏の勢力が生まれたことを指摘した。この古デルタは新デルタにかけてゆるやかな勾配を有するために、排水が良好で、このため乾季の夏稲耕作ができず、かえって秋稲単期作が卓越する地帯である。秋稲は雨季作であるから、大水による農業災害をもっとも受けやすい。この地の開拓過程には前論のごとく、基本的には旧河道の自然堤防上に定着しながら、やはり農業生産の安定のためには水流圧を減殺すべき一定の人工堤防をも必要としたであろう。しかし、前論の問題とする10世紀の諸史料の中では、これを文献的に確認することはできなかった。

しかるに李朝末においては、この地帯の堤防の存在を推測せしめる史料がある。すなわち『越史略』3 建嘉元年(1211)六月に

烘人攻黄點隘，嗣慶使頼靈率兵與快將阮堂，拒之。堂爲守隘人所擒，以致於烘。嗣慶怒決江水，灌諸邑而還。快人失望，歸附於烘。とある。黄點隘がいずれの地か不明であるが、いずれにせよ、陳嗣慶が洪州に損害を与えようとして、六月に「江」の堤防を切って洪州に水をひいたところ、快州にも損害を与えたというものであろう。

E. Chassigneux によれば、紅河はハノイよりメアンダーを繰り返しながら南下するが、その際東岸(左岸)にいくつかの「ひじ形の彎曲部」(coude)をつくる。この地点では、河流は河岸をはげしく侵食し、堤防を破壊する。ハノイから4番目の coude に Nghi Xuyèn という村落があり、1833年(明命14年)七月にこの堤防が崩壊したとき、水は Đông Yên, Kim Động, Tiên Lữ, Thiên Thi, Phu Dung 各県を抜けてハイズオン省に抜けたという

35) 前論でみたごとく、10世紀ヴェトナムのデルタ・コアともいべき第1期型の集落群では、ごく狭小な地域に複数の権力が生じている [桜井 1980 : 601-610]。

[Chassigneux 1925: 129-130]。³⁶⁾

この Nghi Xuyèn の集落は Khóai Châu (快州)の南、約 6.3 km に存在する。前論で述べたように、紅河・ラピッド河の自然堤防に囲まれた上部デルタにおいて、紅河左岸のいずれの地においてもオーバーバンクがあれば、この Nghi Xuyèn の例が示すように、水流は勢い上部デルタを覆ってハイズオン方面に流下する。したがって、もし洪州(ハイズオン省東半)に洪水を起こすのであれば、この快州付近のいずれかの coude の堤防を切り崩せばいいことになる。おそらく、陳嗣慶が江水を決したとするのは、洪州新デルタ上の村落を水没させるべくこの紅河左岸堤防を破壊し、ために快州東半の古デルタ上の村落(第2期A型集落)をも水没させたと考えるのがもっとも妥当であろう。

この推論が正しければ、当時すでに古デルタ上村落を守るという水防上の発想のもとに、紅河左岸、バンブー河以北のいずれかの coude に人工堤防がつくられていたことを示す。とすれば、フンイェン省東方村落の命運はほぼ西方の紅河左岸微高地上の集落によって決せられたことになり、この両地域を合した水防共同体の存在を推定することができよう。後述のように当時の農業に基盤をおくデルタ軍事集団の多くは、村落自衛軍の連合からなっている。とすれば、かかる地域水防共

36) Chassigneux の記載は『大南寔録』第2紀100巻 明命14年七月、同書120巻 明命15年二月によっている。なお筆者は前論 [桜井 1979 : 34] において、「父安旧江」をバンブー運河とともに古い歴史を有するとした。これは Chassigneux を通じて2点において誤っていることを知った。「父安」旧法ではなく「久安」Cử Yên であること、次にこの旧江は上記の Nghi Xuyèn の決潰により生じたものであることの2点である。あわせて前論の誤りを訂正する。ただし、フンイェン付近の紅河左岸が19世紀以前にもしばしば決潰し、バンブー運河を通じてタイピンデルタ(新デルタ②)に流下していったことは、地形図上の小河川、小径を通じて看取される。

同体の存在は、小集団間の結合因子としてはもっとも強くはたらいたと想像することができよう。

4 洪州（『越史略』3では「烘州」）

洪州はすでに10世紀において、南漢と対抗する曲氏の勢力を生んだ地である。ラピッド河南方の Mỹ Hào, Bình Giang, Ân Thi, Thanh Miện, Gia Lộc, Tứ Kỳ 各県にあたるこの地域も李末においては快州・藤州勢力に対抗する強力な軍事勢力を形成していたと考えられる [桜井 1980: 610-613]。

『越史略』3 治平龍応3年（1207）には前述のように「段尚・段主」が反乱を起こしたとある。同書治平龍応4年（1208）には

而猷（范猷）又歸古蔑郷，與烘人尚主等會，攻藤州。

とあり、また同書治平龍応5年（1209）には猷奔於烘……丁未，秉彝又攻烘人尚主於衛橋。烘人潰，主陷於濤，爲何文雷刺。

とある。この間の記述は『越史略』と『大越史記本紀全書』とでは、かなり異同があるが、後者の巻4 治平龍応5年（1209）に

春正月，范秉彝率藤州・快州人，攻猷，破之。猷奔洪州。

とあり、越史略の「烘」Hồng が「洪州」Hồng Châu の意であることは誤りない。

このように『越史略』の記載によれば、李末の范猷と范秉彝の争いとされるものは基本的には、前者の依拠する段尚・段主らの洪州の勢力と、後者の拠る藤州・快州の勢力との対立抗争と考えることができる。

『越史略』の同年条の記載では烘人の段主はこのとき「何文雷」に殺される。おそらく、この何文雷は同書建嘉元年（1211）七月条に、高宗の討嗣慶の詔に先の段尚とともに応じた「段文雷」のことであろう。したがって、段尚と段文雷はこの治平龍応5年（1209）の敗北のちもその勢力を維持発展させたことに

なる。

さて、この1209年には快州軍団による宮中乱入、陳氏の勢力と組んでの「王子昂」の莅仁での即位擁立に対し、ハノイの高宗は范猷に命じて再び「烘路」に行かしめ軍士を訓練させようとする。この企ては范猷が天極公主と私通したために失敗する。烘人は建嘉元年（1211）には再び強盛となって陳嗣慶下の快州軍団と「黄點隘」で争い、次いで前述のように高宗の詔に応じ、さらに南冊（ハイゾン省 Nam Sách 府）を攻め、これを助ける陳嗣慶の軍団と争っている。この戦いは建嘉6年（1216）までつづき、洪州軍団はこの間、高宗側の主力として活躍する。この年、高宗は陳嗣慶の軍に降る。以後「烘人」は今度は逆賊として逐われることになるが、建嘉8年（1218）、首領段文雷は嗣慶の妹陳三娘を娶り、以後ハノイの陳氏政権に帰服したとある。

ただし、『大越史記本紀全書』5 建中2年（1226）には

段尚據洪州，……時嫩・尚兵勢猶強，未易降服，……亦約尚以王封，刻期定盟。尚不至。とあって、依然段尚の勢力が洪州に独立していたことを示す。洪州軍団が壊滅したのは同書5によれば、建中4年（1228）十二月、北江の阮嫩の軍団が南下して、尚を殺し、洪州の男女財物牛馬を虜掠してからである。同書5 建中5年（1229）は阮嫩の死にふれて「天下歸于一」としている。

22年にわたる洪州軍団の強盛をみると、洪州もまたひとつの独立領域を形成していたとすべきであろう。

洪州を前述のような地域に特定すると、地形区分的には大部分の古デルタと一部の新デルタ①（潮汐作用によって、乾季においても土壤水分が一定に保持される地域で、夏稻耕作が可能である）との複合からなる。集落立地からみれば、デルタ内の旧河道微高地列に拠った筆者のいう第2期A型の村落と、P.

Gourou のいう Binh Giang 型村落群に分かれる [Gourou 1936: 244]。10世紀の曲氏の拠る魯舎社は前者であり、洪州の主将段尚の本貫地とされる嘉祿は後者である(『越史通鑑綱目』5 建嘉2年<1212>条註)。

Binh Giang 型村落とは、基本的には Kim Thành 型と同質で、平坦な地平に無秩序に分布する村落群である [桜井 1980: 628-629]。Kim Thành 型との相違は比較的人口密度が薄く、村落も小さいといわれる。乾季のランドサット写真でみると、たしかにこの地域は一面の不毛を呈して、沿河微高地列の活発な植生、またハイゾン省東部の Kim Thành 型集落の地域の網の目のようなクリークとは対称をなしている。

クリーク網の未発達による乾季の乾燥は秋稻単作しかゆるさないが、逆にいえば、潮汐による冠水を避けられるために、Kim Thành 型とは違って、洲央の一定地域に集住が限定されることもなかったのであろう。

この地の水稻耕作は伝統的には秋稻単期作である。したがって快州地方と同じく、紅河お

よびラピッド河、またまれにはバンブー河の出水こそが最大の敵である [Gourou 1936: 93]。

前論において筆者は、曲氏の出生地である洪州魯舎社の周辺村落が、西北方を閉塞して東南方を開放する馬蹄形に分布していることを述べ、旧河道自然堤防がそのまま居住地を提供し、かつ出水時の水勢を減殺する機能を果たすとした [桜井 1980: 612-613]。

Binh Giang 型の村落は逆にこの微高地列村落の排水した水量をそのまま受ける位置にあり、しかもこれを防ぐべき高地片をもたない。しかし、南東のタイビンデルタへのゆるやかな傾斜と、古デルタから新デルタへの数多い水路網が、過剰水の南東面への流下を促すので(図4参照)、出水の滞流そのものは大きな危険になりえない。1422年から1775年にかけて北ヴェトナムを襲った49回の洪水のうち、ハイゾン地方の洪水例は1例もないことがこれを示している [桜井 1978: 137-144]。したがって、村落立地と稻田を防衛するためには出水の際の流速をいかに減殺するかにある。

図5はハイゾン・フンイェン地区の輪中内堤防図を示したものであるが、この図から看取されるように、無数の小規模な不連続堤防が、ラピッド河・紅河に面してつくられている。これを地形図の上に落すと、ほとんどの堤防が、水路の片側、多くの場合東側につくられている。これは上述のように、西北側からの水流から村落田地を守り、南東側に排出するというこの輪中の性格にきわめて合理的である。

Gia Lộc を中心とするこの Binh Giang 村落群が、13世紀において存在し、かつデルタ中央の勢力に

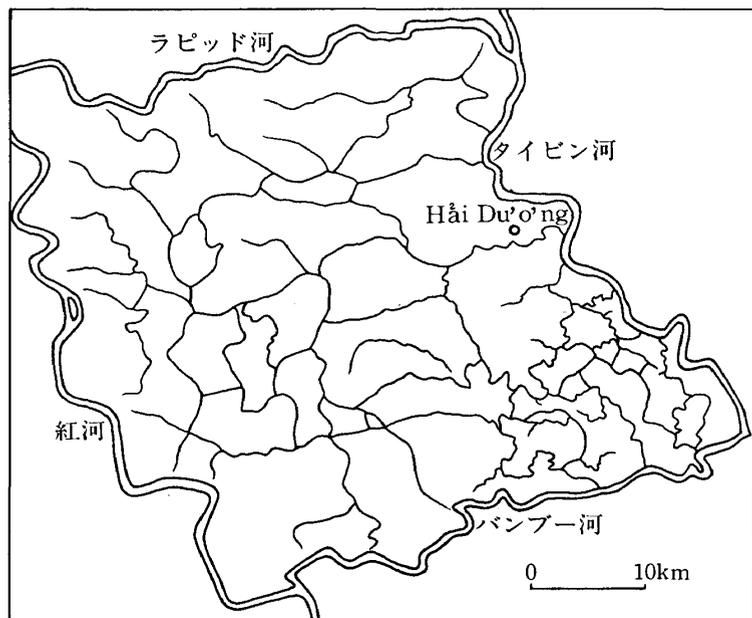


図4 中央デルタの水文環境。全ての川は紅河などの大河からの入水口をもたない
Gourou [1936: 96] より作図

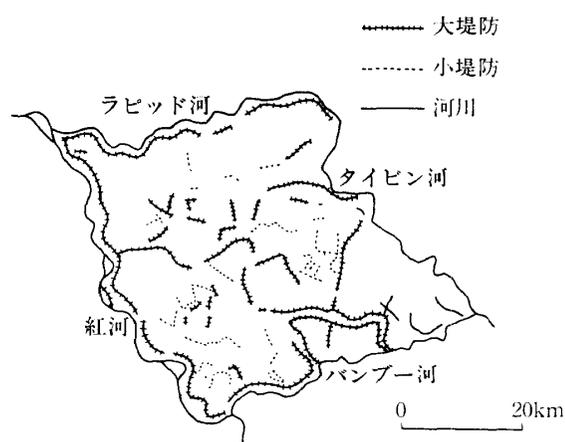


図5 中央デルタの堤防網

十分に対抗しうるまでに成長するためには、すでにこうした小規模の人工堤防が、少なくとも村落レベルでは存在していたと考えざるをえない。

このような小規模堤防を文献的に確認することはできないが、紅河に面して、フンイエーン省とハイズオン省西半の両地域の水防をみずえた堤防がすでに存在していたことは前節で述べたところである。紅河に直面した堤防の存在が確認しうるとすれば、当然にもこうした小規模堤防の存在を前提とすることができるだろう。

このように、小規模な村落レベルでの堤防建設（馬蹄型輪中）を前提とした新デルタ上部の村落——ビンザン型村落を地盤とする権力の存在は、10世紀までは文献的にはみられなかったことである。筆者は、この古デルタから新デルタへの開拓が10世紀から12世紀の間に著しく進捗し、本格化したものとして、第3期A型と考えたい。

5 南冊

洪州と同じく、『越史略』3には李末動乱には南冊の勢力が大きな位置をもっていたことが示される。南冊は『越史通鑑綱目』前編5開運2年(945)条註によれば「南冊江。在今海陽南策府」とある。『大南一統志』海陽省

によれば

前黎為南策江。屬明日南策州。初隸諒江府，後改隸新安府。黎延寧分南策上下路，光順置南策承宣。尋改日府領縣。

とあり、阮朝行政区画でいう南策府 Nam Sách にあたる[山本 1950:514]。南策府は至靈県 Chi Linh・青林県 Thanh Lâm・青河県 Thanh Hà・先明県 Tiên Minh の4県からなる。しかし『大越史記外紀全書』開運2年条によれば「吳王長子昌炭，惧奔南冊江，住茶郷范令公家。」とある。茶郷とは『越史通鑑綱目』前編5 同年条によれば金城県 Kim Thành のことである。Kim Thành は明命以降の区画では建瑞府 Kiến Thụy に属するが、それ以前では荊門府 Kinh Môn に属する。とすれば、かつては Kinh Môn・Kiến Thụy を含む地域も南策として考えられたとすべきであろう。ハイズオン・ケンアン・ドンチュウ3省を Sông Thái Bình で分け、東半を南冊、西半を洪州とするのが、李朝期以前の行政区画としてもっとも妥当であろう。

李朝末期における南冊勢力の登場³⁷⁾は、治平龍応3年(1207)に前述の洪州の段尚・段主が蜂起した際「保貞侯出南策道……欲會攻尚」とあるにはじまる(『越史略』3 同年条)。その位置からみると洪州勢力の背後を牽制する意図をもったものであろう。このあと、洪州勢力とは一貫して敵対関係にあったとみえる。同書3 建嘉元年(1211)には

烘人攻南冊，范武等降之。使其將段持耒守之。持耒不能招集其衆，爲武所襲殺持耒於芮邑。烘人又率衆渡江，攻南冊。南冊人竄於奇特山，武縊而死。南冊人使求救於嗣慶。嗣慶使其將丁瑰，將兵擊烘，烘人敗走。

として、このとき、洪州と南冊の范武との間に盛んに応酬があり、南冊勢力が陳嗣慶と結んだことがわかる。

同書3 建嘉3年(1213)では「南冊人范以等擊丁瑰，走之。」とあって、南冊の范以と

陳嗣慶の間に齟齬があったかにみえ、建嘉4年(1214)には都を蒙塵した恵宗の駕が、陳嗣慶を逃れて南冊にはいり、4カ月滞在している(同書3 同年条)。こののちも、南冊は陳嗣慶また洪州の勢力に対してひとつの独立勢力であったらしく、同書3 建嘉9年(1219)条には

南冊范以卒、初太尉(陳嗣慶)使王犁等將兵向南策、與以會謀、共伐嫩。會以疾篤、嗣慶使醫石章往治之。未至而卒。乙巳、嗣慶發兵、往南冊道、遇犁等還、怒其不留、欲刑之。……太尉復攻平槁。南冊將黄个卒。阮利皆出降、南冊平。

37) 南冊江の勢力ははやく、前論[桜井 1980: 628-630]で述べた范令公の例があるが、李朝期では『大越史記本紀全書』1 天福元年(981)に「南冊江人、范巨倆」とみえ、大將軍として、宋軍を防ぐべく任じられたとある。このとき巨倆は諸將を率いて丁氏が黎桓に譲位すべきことを強諫し、これがいわゆる丁黎交替の契機となっている。これから、ヴェトナムが宋軍の白藤江 Bạch Đằng Giang 侵攻に対しては、在地の軍事力を期待しなければならなかったことと、この南冊江の勢力と黎桓との間に連盟がつけられ、これがあってはじめて黎氏の帝権が保障されたという構造が明らかになる。

次に『粵甸幽靈集』洪聖佐治大王には范巨倆の事蹟が載るが、これには「姓范名巨倆。安州令范占之孫。參政范蔓之子。都護范盍之弟。占佐吳先主。蔓佐南晋王。盍佐丁先皇。及王佐黎大行、爲都尉指揮使。」とある。これによれば、先の范令公はこの范巨倆の父、范蔓のこととなり、兄范盍は丁先皇の覇業を助けたことになる。前論[同上論文: 625]において、筆者は丁部領(=丁先皇)をデルタ内部へ海上より進入する際の漕運ルートの支配者と考え、この点から丁部領と陳明公の連盟を Sông Đáy 河河口と、紅河—Sông Trà Lý 河ルートの連合とした。ここに南冊の范氏と丁氏との連合が確認されれば、さらにこれに Sông Thái Bình—Sông Kinh Môn (荊門江)が加わり、デルタ海縁部の勢力による、地域コアの包囲が完成していたことになり、きわめて興味深い。

本論で問題とする范以の勢力も、范姓であり、また南冊の豪族であるとされる点からも、10世紀以来の范氏集団の基盤を継承するものと推定することもできよう。

とあって、主将のあいつぐ死と、陳氏の遠征にあってようやく平定されたことを示している。南冊もまた季末においてひとつの強力な半独立領域を形成していたと考えることができよう。

南冊を前述のようにハイゾン省を縦貫する Sông Thái Bình の西半として考えると、この地は地形区分でみれば新デルタ②(乾季に鹹水が遡江する地域)と考えられ、村落立地の上では Kim Thành 型に分類される。Kim Thành 型の村落の特徴についてはすでに前論[桜井 1980: 628-629]に述べたところで、ここでは繰り返さない。

前論において、筆者は、南冊茶郷(Kim Thành 県)の范令公の権力基盤を東方よりデルタ・コアにいたるルートに拠ったものと推定した。

李朝期は暹羅・路貉・爪哇・三佛齊などとの交易が著しく発展した時代である(『大越史記本紀全書』3 大定10年<1149>、山本[1939: 3])。この交易の中心地は雲屯 Vân Đồn とよばれているが、山本氏の考証および踏査によれば Vân Hải 島(Ile de Quan Lan)であるとされる[同上論文: 11-12]。

雲屯からデルタ・コアへのルートは、元軍のヴェトナム侵攻の際の地名をひろってみると、おおむね、雲屯—白藤江(Sông Bạch Đằng Giang)—南冊江(Sông Kinh Thay)—普頼(Phủ Lại=Sept Pagodes)—天徳江(ラピッド河)のルートをとっていたことが推定される[山本 1975: 83-145]。

とすれば南冊道はこのルートの入口を制していたことになり、中国・ヴェトナム・南方諸国の交易において、利するところがきわめて大きかったであろう。いまだ農業的には辺境にすぎない南冊が、季末においてかほどの勢力を保持しえた上には、このような漕運路の中継地としての意味は無視しえないであろう。

6 美祿

美祿（ナムディン省 Mỹ Lộc 県）はいうまでもなく陳朝創始の地である。

『大越史記本紀全書』5によれば、陳朝の祖陳京は福建の人であるといい、また桂林の人であるという。この地に移住して代々漁をもって業としていたが、3世の孫陳李のときに、快州人が京城を襲う事件が起こり、蒙塵した太子昺が「海邑劉家村」で陳李の娘を見染めたのが中央に出るきっかけとなり、陳氏兄弟が郷兵を集めて乱を平らげ、やがて李昭皇の禪譲を受けて陳朝を開いたという。この限りでは1漁師一族の出世譚であるが、これは後世の潤色が甚だしく、そのまま信ずることはできない。

『越史略』3によれば、まずこの陳氏勃興の過程がまるで異なる。治平龍応5年（1209）に快州人による京城攻撃があると、陳朝の「元祖」（＝陳李）は水軍を率いて京城に詣り、王子昺とその母譚氏を「海邑」に連れ戻って、先に段氏（洪州？）が擁立した王子忱に対抗して、昺を「茫仁」で即位させている。これに先立って、昺は「海邑寓劉家村館」において元祖の娘仲女を娶って元妃とし、譚以蒙・蘇忠嗣ほかの諸氏に位官を与えている。

次いで快州人とともに舟師を率いて京師を攻め、宮中にはいって掠奪に成功するが、まもなく「京城人」の反撃にあたって後退する。翌6年（1210）前年昺より殿前指揮使蘇忠嗣（元祖の舅）が、京師側につき、快州人を攻めて、海邑から王子昺を連れ帰っている。また同じく譚以蒙は「茄人及清化府人」を率いて「即墨郷」を攻め、今度は陳氏に敗れている。

この年、高宗が崩じ、譚以蒙・蘇忠嗣らに擁立されて王子昺が即位する。恵宗である。建嘉元年（1211）、恵宗は陳氏の娘を迎えようとする。陳嗣慶はこれに「裨將潘隣・阮硬」をつけて京師に送らせるが、蘇忠嗣と戦って

敗れ、硬らは処刑される。

以後、前述のごとく陳嗣慶は洪州をはじめとする紅河デルタ諸勢力と戦いながら、建嘉2年（1212）京師にはいり、これに逐われるようにして恵宗の一族は諒州に逃げる。翌3年（1213）、恵宗の支持勢力（洪州・北江）は京城の陳氏を攻め、陳氏は兵をまとめて1度退去するが、さらに4年（1214）諸道兵を率いて再び京城を攻め、王軍を破り、恵宗は南冊に落ちる。この年、北江の阮嫩・甘蔗將軍潘具・杜備らが陳氏に反し、陳氏は京城を焚いて利仁行宮に退く。しかし、以後しばしば京城を襲っては掠奪、放火を繰り返す。

建嘉6年（1216）、恵王は陳氏に降り、以後陳氏一族の覇権が確立することになる。以上の政治的経過をみると、以下の諸点が明らかになる。

第1に、1209年事件に関する陳氏のすばやい反応をみると、この年以前に陳氏の勢力は「海邑」において、かなり強固にかつ独立的に存在していたと考えざるをえない。

第2に、しかもこの勢力は「舟師」をもち、かつ「裨將（副將）」をもった、かなり確固とした軍事組織であった。

第3に、その勢力は海邑・順流道と称される広い領域を有していた。こころみに陳氏関係の地名をひろくと、①劉家村（注34）参照）、②即墨郷（『越史通鑑綱目』6 建中2年<1226>条註には「屬南定省春長府美祿縣」とあり、ナムディン省 Mỹ Lộc 県 Tức Mục 社と考えられる）③茫仁（莅仁 Lý Nhân であろう。ハナム省 Nam Xương 県 Lý Nhân 社。後述）は少なくとも1209年段階で支配力の及ぶところと考えられる。さらに『大南一統志』興安省陵墓をみると、陳氏祖先の墓は興仁県の太堂社 Thái Đường にあったという。

このようにみると、陳氏の勢力は Hưng Nhân 県・Mỹ Lộc 県・Nam Xương 県に拡

がり、いわば、Hung Yên 市(藤州)以南の紅河水域を少なくとも軍事的には支配していた勢力とすることができる。

第4に、その地域的な勢力は陳氏勃興のあともなかなか払拭されない。建嘉6年にいたる間も、陳氏はハノイにはいつては美祿に後退することを繰り返す、戦中の捕虜もしばしば美祿に送り返している。これは『大越史記本紀全書』の記すような、陳氏を中央の1勢力とみなすことが誤りであることを示している。

このように、陳氏の勢力も他の洪州・快州と並立した別個の土着勢力と考えるべきであろうが、ではその勢力の基盤は何に求めるべきだろうか。

陳氏は漁をもって生業としていたというが、たしかに当時、水産物はヴェトナムの重要な対中輸出品であった。『嶺外代答』5 財計門 欽州博易場には

凡交趾生生之具、悉仰於欽。舟楫往來不絶也。博易場在城外江東驛。其以魚蚌來易斗米尺布者、謂之交趾蟹。

とあって、交趾蟹(すでに『太平寰宇記』157に海上住民で漁業を掌るものとして蟹戸の名がある[可児 1970:10])といわれるヴェトナムの漁業民が、広東省の欽州まで出向して魚貝の類を販売している。

しかし、この商売は代価が米布という日用品で、おそらく蟹という蔑称を与えられている点からみても小規模な漁撈民であって、香料・真珠・象歯・犀角をもたらす「其國富商」の類とは別であり、これのみで巨大な地方勢力となりえたとは思えない。

陳朝勢力の勃興期をみると、その戦力の多くは水軍である。たとえば、1209年に元祖に率いられた舟師がハノイに轔を迎えに行ったのははじめ、同年のハノイ攻め、翌1210年のハノイ詣で、1214年のハノイ攻めはみな舟師を用いて行われる。デルタの交通において舟

のみが兵・糧の大量輸送に適していたとはいえ、始期からの水軍の動員力はやはり陳氏が本来、紅河下流域の水軍の統率者であったことを示しているといえよう。

『大越史記本紀全書』は陳氏の勃興を天命として叙述しているが、にもかかわらず、同書4 治平龍応5年(1209)に奇妙な伝を残している。すなわち

李家(陳李=陳元祖)漁業致富。傍人歸之。因有衆、亦起爲盜。

とあり、また同書翌6年(1210)には陳李爲他盜所殺。

とある。これによれば、陳氏はいわゆる漁業民ではなく、どうも漁業民を束ねた海盜の頭領であるらしく[松本 1969:63-64]、しかもこの沿辺には似たような集団がほかにも存在していたと考えられるのである(注34参照)。

仮に陳氏の勢力を海盜的なものとする、これはやはり雲屯・欽州に代表される当時のバクポー灣(=トンキン灣)沿岸交易の一環としての意味が大きかろう。

次に先の陳氏の拠点をも地形図上に確認すると、まず即墨郷は現ナムディン市の北2kmにあり、この地へは地形図では確認できないが、『同慶御覽地輿誌圖』からは、Sông Nam Định Giang の渭川社 Vi Xuyên から水路がのびている。おそらくは現ナムディン市がそうであるように、Sông Nam Định Giang・紅河の分岐点にあって、両河の運航を支配する地であったのだろう。また劉舎社は紅河とバンブー河の分岐点のバンブー河側に、太堂社は紅河側にある。莅仁は後述のように、紅河と南フーリー河との分岐点にある。まさに陳氏の拠点はフンイェン以南の紅河水路網を支配すべくつくられているのである。

かようにみたとき、陳氏の勢力を紅河下流域の漁業・海盜集団におくと推定しておそらく大過あるまいと思う。

7 北江

北江とは明代の行政区画ではバクニン省とフクイェン省の東部、バクザン省の南西部を指す[山本 1950:512]。北江地方の反乱については、『大越史記本紀全書』5 建中2年(1226)に「阮嫩據北江」、また同書建中5年(1229)に阮嫩(嫩)病死の記載を残すのみで、その詳細は省かれている。しかし、『越史略』では、この北江の勢力が、きわめて長期にわたって、陳氏の勢力拡大の前に立ち塞がったことが示されている。

北江の勢力らしきものが現われるのは、『越史略』3 治平龍応5年(1209)に快州軍団によってハノイ宮城が侵されたとき、洪州に挙兵に向かった范猷が失敗して、退去しようとする途次に

次古州歩，陸行至麻浪阿杲社，爲北江人阮
釋・阮乃所執，送於王子崑，殺之。

とあるにはじまる。この地名はいずれも比定しようがないが、当時、バクニン省ラピッド河北岸に軍事勢力が存在したことは明らかである。また建嘉3年(1213)にはハノイの恵宗の太后が陳嗣慶に対抗するために募兵の使をこの地に出している。また同年、陳氏のライバル譚以蒙と安仁王が「北江道諸軍」を率いて紅河右岸で戦っている。

北江勢力がひとつの大勢力となるのは、この年「阮嫩」が嗣慶の将として、北江の恵宗派の軍を逐ってからである。「阮嫩」は『越史通鑑綱目』5 建嘉10年(1220)条註に「阮嫩。仙遊扶明人」とある。この所伝が正しければ、阮嫩は本来バクニン省の仙遊県の土着の人ということになる。『越史略』によれば、阮嫩は建嘉3年に北江の将として、陳嗣慶に捕われ、その強勇なるをもって許されて北江の守に任じられたことになる。同年四月、再び阮嫩は陳氏に反し、翌年二月には恵宗に拠って北江王に任じられている。以後、連年阮嫩に率いられた北江軍は陳氏と抗争をつづ

ける。『越史略』3によれば阮嫩は建嘉9年(1219)十二月に死去したことになるが、『大越史記本紀全書』4 建嘉10年(1220)ではまだ健在で、この年扶董郷に拠って懐道王を称し、さらに建中4年(1228)には洪州を討ってこれをあわせ、建中5年(1229)にやっと死んでいる。これをもって当時の阮嫩＝北江勢力の巨大さを知ることができる。

では、阮嫩の勢力の基盤は何に求められるだろうか。阮嫩の出生地とされる「仙遊縣扶明社」であるが、この Phù Minh 社は現地地形図上に探すことはできない。『大越史記本紀全書』4 建嘉8年(1218)には「詔捕扶董寺居士阮嫩」とあり、また同書建嘉10年(1220)には「阮嫩據扶董郷」とある。したがって、この扶董郷を阮嫩の勢力のひとつと考えることは問題なからう。

扶董郷は『越史通鑑綱目』5 建嘉10年条註によれば、「扶董。郷名。今仙遊扶董社是。」としている。地形図上のバクニン省 Tién Son 県の Phu Dong (=Phù Đông) 社がこれであろう。³⁸⁾ また『越史略』3 建嘉8年条では陳太祖の水攻めに敗れた阮嫩がその徒党100余人を率いて「扶寧」に退保したとある。扶寧はこの場合、フトー省の同名の県を指すのではなく、仙遊県の西隣東岸県 Đông Ngạn の扶寧社 Phù Ninh をいうのであろう。またこの地帯の地形図には Phu Tao (扶早)・Phu Chan (扶軫)・Phu Luon・Phu Duc などの集落が隣り合って分布している。生地といわれる Phù Minh もおそらくはこの近傍に存在していたとしてよからう。したがって Phù Đông 社付近を阮嫩の拠地として問

38) この村落は別に扶董天王の伝説で知られ、『大越史記外紀全書』1 雄王にこの伝承と李太祖が「冲天神主」として扶董郷に封じたとする話が収録されている。また『粵甸幽霊集』では「冲天威信大王」として、由来が述べられている。伝説では扶董郷の創始は雄王時代まで遡るが、その真偽はともかくきわめて古い第1期に属する村落であることは誤りあるまい。

題ない。

地形図上のこれらの社は図6で示すように、ラピッド河のつくった5m強の沿河微高地上に存在し、前論[桜井 1980: 603-604]で述べた第1期C型の村落にはいり、注38)で述べたごとく、伝承によってもこの定着はきわめて古い。古螺 Cỗ Loa と同一の平面に分布するところからみても、ほぼドンソン期に遡ることはまちがいなかろう[桜井 1979: 49-50]。

かかる微高地平面においては伝統的な作付体系では秋稲単作がなされる。微高地上秋稲単作地帯の脅威は、急激な紅河出水がラピッド河を經由し、かつ下流 Sept Pagodes 地方の満潮によって海への排水が妨げられたときである。天井川であるラピッド河の高水位は容易に左岸の自然堤防を越えて、その背後の

北氾濫原に侵入する。この場合、現 Phù Đông 社の東方500mに存在する coude, あるいは東方3~4kmにある Thịnh Lien の coude などはおそらくもっとも決潰しやすい地であろうし、現に畦畔の線や、田中の小川にかつての氾濫の痕跡を残している。このような氾濫に際してはおそらく Phù Đông—Phù Ninh—Phù Tảo—Phù Chân—Đại Vi Thượng—Đại Vi Trung に囲まれた現低地水田地域は完全に水没したであろう。

本来このような地域の稲作は、夏稲地域の干魃による被害にくらべれば安定的である。しかし、この一帯は Phù Ninh の北方3kmの微高地地帯に李朝の揺籃の地である亭榜社 Đình Bảng がおかれているところからみても、また李朝期創建の多くの古寺がこの一帯に分布していることから [Ty Văn Hóa

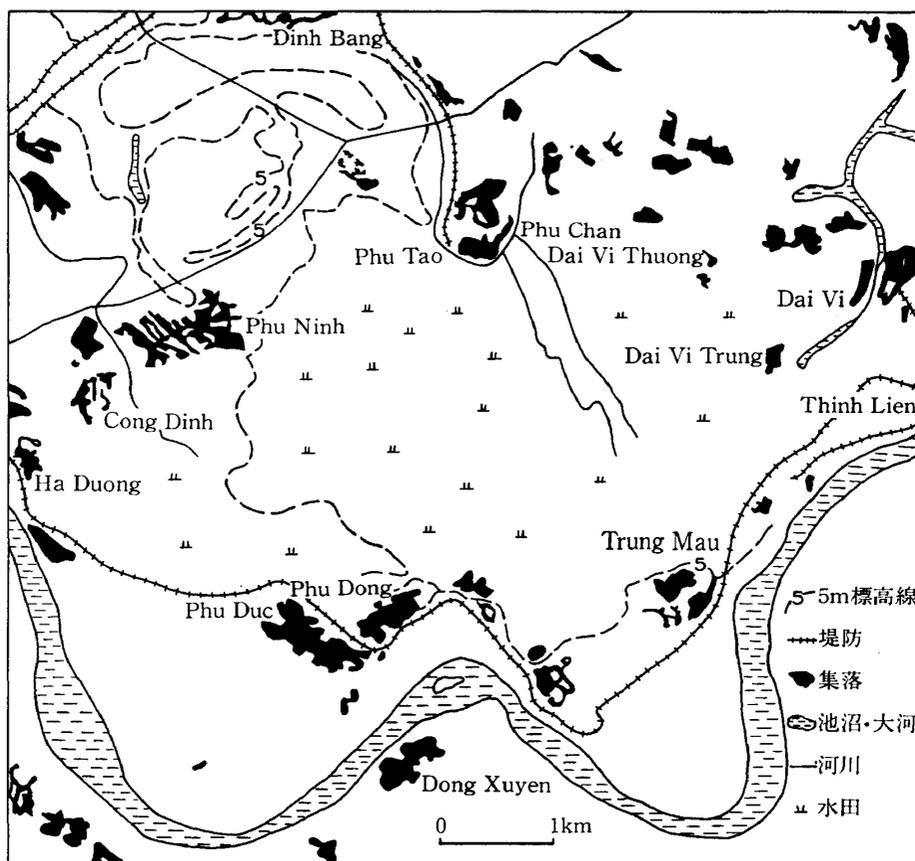


図6 扶董社付近

Xuất Bản-Hà Bắc 1973] わかるように、李朝期における政治・祭祀の中心地である。おそらくは人口集中においても、紅河対岸のハノイ地区と並んで紅河デルタ第1を誇ったであろう。

かような早期の開拓史をもつ地域においては、微高地下位から後背湿地にかけての緩斜面上への秋稻栽培は李朝期には広範にみられたとしなければならない。この場合、安定的な秋稻生産を保全するためには、先の決潰しやすい微高地列間の低窪部、また coude の位置に何らかの水防工事が必要とされたであろう。

『越史略』3 建嘉8年（1218）夏には
我太祖領諸道兵，圖嫩於北江，仍命決其隄
以灌諸鄉邑。賴靈隨其水勢，攻之。

とある。この記録も北江のいずれの地の堤を切ったのか不明であるが、上のごとく考えると、この地域の秋稻保護のため、規模は不明であるが、何らかの堤防工事が行われていたとすることができよう。

図6にみるごとく、中央の低地米田を囲繞する5m高の微高地列に phù (扶) 字をもつ村落が立地している。これをみると、『越史略』3 建嘉8年（1218）にみられるごとく、陳軍によって堤防が決潰して、Phù Đông 社が水没した場合でも、5m等高線を辿ることによって Phù Ninh の村落に退避することも首肯できる。とすれば、これらの村落間に一種の水防共同体の存在を推定することもあながち無理ではないように思う。

以上のごとく、阮嫩の北江勢力の本拠はラピッド河北岸微高地上に小規模の人工堤防を具備した地域として確認することができるだろう。

8 李末割拠の分布と、李朝の直接支配地

以上にみた李末各地方勢力の割拠は、中国史における王朝交代時によくみられるような

帝國的支配末期における分裂内乱期に比定しうるものか、あるいは10世紀以来の各地方勢力の連合が、盟主李朝の権力失墜とともに相互間の対立が激化したものであろうか。³⁹⁾

いま、史料的にはそのいずれとも判断する根拠がない。しかし、その勢力のいずれもが、李朝の地方官ではなく、在地の指導者によって率いられていること、また李朝の府名として残る5府⁴⁰⁾のうち、軍事的拠点としての性格をもつ富良府・清化府を除く3府が、いずれもハドン・ニンビン(華閩)・バクニン(古法州)というきわめて限られた地域に限定されること、また次章でみるように、李朝廷の籍田の分布がハドン、ナムディンとタイビンに限られること、また李朝創建の仏寺のほとんどがバクニン省西南、李朝行政区分という天徳府とハノイ城内外に限られることなどからみ

39) なお、Nguyễn Danh Phiệt 氏は「割拠分裂」は呉・丁の時代に多く、時代を下るにつれて減少し、陳朝で消滅するとするが、そこで提供される史料はことごとく『大越史記本紀全書』のみの記述を機械的に整理したものにすぎず、『越史略』3の李末反乱の記載が利用されていない [Nguyễn Danh Phiệt 1976: 20-21]。

40) 富良府*・天徳府・応天府・長安府・清化府。ただし、『越史略』ではこれに父安府が加わる。
*富良府はティンホア・ゲアン地方の2府を別にすれば、北部山岳地帯におかれた唯一の府である。富良府の位置について、『越史通鑑綱目』4 大定3年（1142）条註は「富良・宣化・感化・永通，皆屬太原省。」として、「富良。李爲府。陳因之。黎爲縣今富良縣是。」としている。太原省富良県 Phú Lương は Thái Nguyên 市の北方に Sông Cầu に沿った盆地都市である [Maspero, H. 1916: 34]。この地が特に府とされた理由を述べる史料はない。この地の「首領」楊嗣明（『越史略』楊嗣命）は天符慶寿元年（1127）に延平公主を娶って以来、一貫してハノイ政府に従順で、タイグエン・ランソン方面の少数民族の反乱に対するいわば前線基地の意味を果たしていた。おそらくこのゆえに、同じく前線基地である清化府と同じく、周辺諸州を統轄する役として府名を与えたものであろう。筆者はデルタ地域におかれた府とは性格を異にすると考え。事実、『越史略』3 大定3年（1142）には「富良州首領楊嗣明」とある。

て、李朝廷の力が前述の諸地方に対して、中央の地方官を差遣し簿籍をつくり、納租せしめるといった律令的な中央集権的支配力をもちえたとは思われない。⁴¹⁾ この意味では、筆者は李末動乱を中央集権の分裂解体とはとらず、10世紀以来の地方割拠勢力が李朝期を通じてより強固に形成されてきたものとする。

これは分布の上からも確認できる。これを前論[桜井 1980]にみた10世紀紅河デルタ諸勢力と比較してみる(図7および前論図11[同上論文:619]参照)。この結果、①峯州は矯公罕・阮寛の勢力と、②大黃州は丁部領の勢力と、③藤州・快州は范白虎の勢力と、④洪州は曲氏の勢力と、⑤南冊は范令公の勢力と、⑥北江は阮守捷・李公蘊の勢力と、⑦美祿は丁部領の暗殺者杜釋の出生地と伝えられる大堤社と重複し、200年を経たのちも、割拠の基本的な位置には変化がなかったことになる。これはやはり、同一の権力基盤が李朝の名目的支配のもとに半独立的に存在しえたことを推測させる。

このようにみると、李朝の安定的な直接支配地とみなされうるのは、わずかにハドン・ハナム・ナムディン北半、すなわち紅河・Sông Đáy 河・Sông Nam Định 河に圍繞されたハドン輪中・ハナム輪中・フーリー輪中とこれら諸大河沿河微高地に限られることがわかる。

41) なお、はやく片倉穰氏は李朝文献中から、①龍出現の記録がきわめて多いこと、②会盟・競渡・祈雨などの伝統的祭祀を李王室が掌る例が多いことに注目して、李朝ヴェトナムの伝統的習俗を国家的祭祀に転化させることによって、皇帝支配体制を確立しようとしたとする[片倉1977:64]。

筆者は李朝を律令体制の国家とするより、呪術的な神聖王朝とする片倉氏の理解には賛成するが、あげられた事例のみで支配体制の確立を語るのは疑問である。むしろこうした呪術的な祭祀が依然国家権力の正統性の証明として存在していることこそ、李朝がその地域性を払拭しえていないことを示すものといえよう。

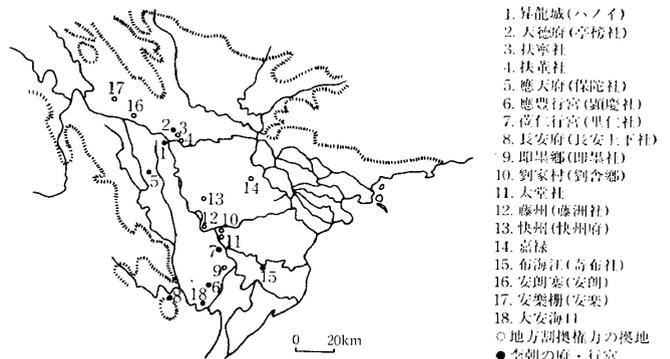


図7 李朝末紅河デルタにおける権力分布図

では、これら李朝の直接支配領域においては、いわれるところの水利建設——すなわち工学的適応による農業開拓がなされていたのだろうか。次に、李朝期文献において李朝期の農業開拓の方法とその支配領域の問題を考えてみよう。

V 李朝農業の工学的適応

以上によってわかるように、10世紀より13世紀にいたる土着勢力は、基本的には上部国家権力の掣肘を受けずに、独自にその地方的権力を維持発展せしめたものとしてよからう。これは同時に、李朝期を通じて紅河デルタの農業生産構造には小規模堤防の建設にみられるような漸進的な変化はあったとしても、権力構造の変革にいたるような、段階的な発展はなかったことを推定させる。

通説では、李朝期において多くの水利建設がなされ、新田が開発されたとする。この議論の多くは、先に述べたごとく、李朝を中央集権的な専制国家であるとする前提と、アジア的生産様式論の安易な適用による。李朝中央集権国家論が上述のように、ほとんど根拠のないものとするれば、この国家による農業再生産構造の独占という議論はまず史料的に見直さなければならないだろう。次に李朝の勢力範囲内部でのいわれるところの農業開拓について、分析を進めたい。

李朝の水利建設に関する実証的研究は少な

く、簡単な概説を別にすれば、筆者の知る限り、Trần Thị Vinh 氏の業績が最初のものである [Trần Thị Vinh 1976: 54-59]。この小論文の中で Trần 氏は、李朝以前の堤防建設として、以下の諸例をあげている [Ibid.: 55]。

- a. 封溪県の堤防（『漢書』地理志所引交州記）
- b. 唐代高駘の大羅城の堤防（『唐書』）
- c. 1077年、如月江に全長67,380歩の堤防（『越史略』）
- d. 1103年の京城の堤防（『越史略』）
- e. 1108年の機舎の堤防（『大越史記本紀全書』『越史略』）

筆者も『越史略』『大越史記本紀全書』による限り、状況証拠的な若干の史料を別にすれば、新たに付加する史料をもたない。したがって、以下にこの内容に従って、史料を吟味したい。

a については先に前論 [桜井 1979: 49] で詳述したように、デルタの水防のための堤防とは考えられず、また b は桜井 [1976: 159] に若干ふれたように、軍事都市ハノイの周囲につくられたもので、大羅城が周囲 2,000丈（約 6,220m）といわれるのに対し、わずかに 2,125丈 8 尺（約 6,610m）にすぎず、ほとんど城市域を守る意味しかない。この 2 例を除くと、他の 3 例はいずれも李朝期の建設に関わる。

c の築堤記事は『越史略』2 英武昭勝 2 年（1077）九月に載る。

築隄（＝堤）於如月江。長六萬七千三百八十歩。

従来、1108年の機舎坊堤防の建設が築堤史の最初とされていたが（たとえば、Ủy Ban Khoa Học Xã Hội Việt Nam [1971: 157]）、たしかにこのままでは機舎坊とは比較にならない巨大規模の築堤が30年前になされていたことになる。

しかし、これを Trần Thị Vinh 氏のごと

く、農業の水防のためとするのは問題が多い。如月江については『越史通鑑綱目』3 英武昭勝元年（1076）条註に

在北寧安豊縣東北，近有如月社，故名。

とある。また『安南志原』1には

如月江，在北江州，上接司農江，下通平灘江。

とある。平灘江は Sông Thương と Sông Cầu の合流地、いわゆる六頭江 Sept Pagodes にあたる。したがって、通説のごとく如月江 = Sông Cầu 説は首肯しうる。

この地域において堤防が必要であるとすれば、それは夏季に中越国境地帯の広大な山地を取水域とする Sông Cầu 水系が急激に増水して、北汜濫原全体を水没させる事態を防ぐためである。

しかし、本来、北汜濫原における大輪中堤防はきわめて非効率である。なぜなら、Sông Cầu・Sông Thương の 2 大流は排水口としては、Sept Pagodes を抜けて、タイビンデルタに抜けるしかない。しかるに Sept Pagodes は右岸近くまでラピッド河北岸の自然堤防が迫り、また左岸はバクソン山系の残丘である Phả Lại 山が迫っているため、水量に比して狭隘な水路しか提供できない。しかも水準はほぼ 1m と低平で、このため前論 [桜井 1979: 50] に詳述したように、19世紀までは 3~5 尺の潮汐差に洗われる地帯である。したがって、Sông Cầu の出水が満潮時に重なったときは、潮水に妨げられて Sông Thái Bình への出口を失い、勢い、Sông Cầu 右岸の微高地をオーバーバンクして北汜濫原に侵入し、かつラピッド河北岸に発達した自然堤防に閉塞されて、南方への出口を失い、北汜濫原の低地全体を冠水させる [Gourou 1936: 79]。⁴²⁾

かような地域において、Sông Cầu からの一切の水を受けつけない堤防をつくることは甚だしく困難であり、仮につくれたとしても、今度は最高時、月間 1,193 mm にも及ぶ(1927

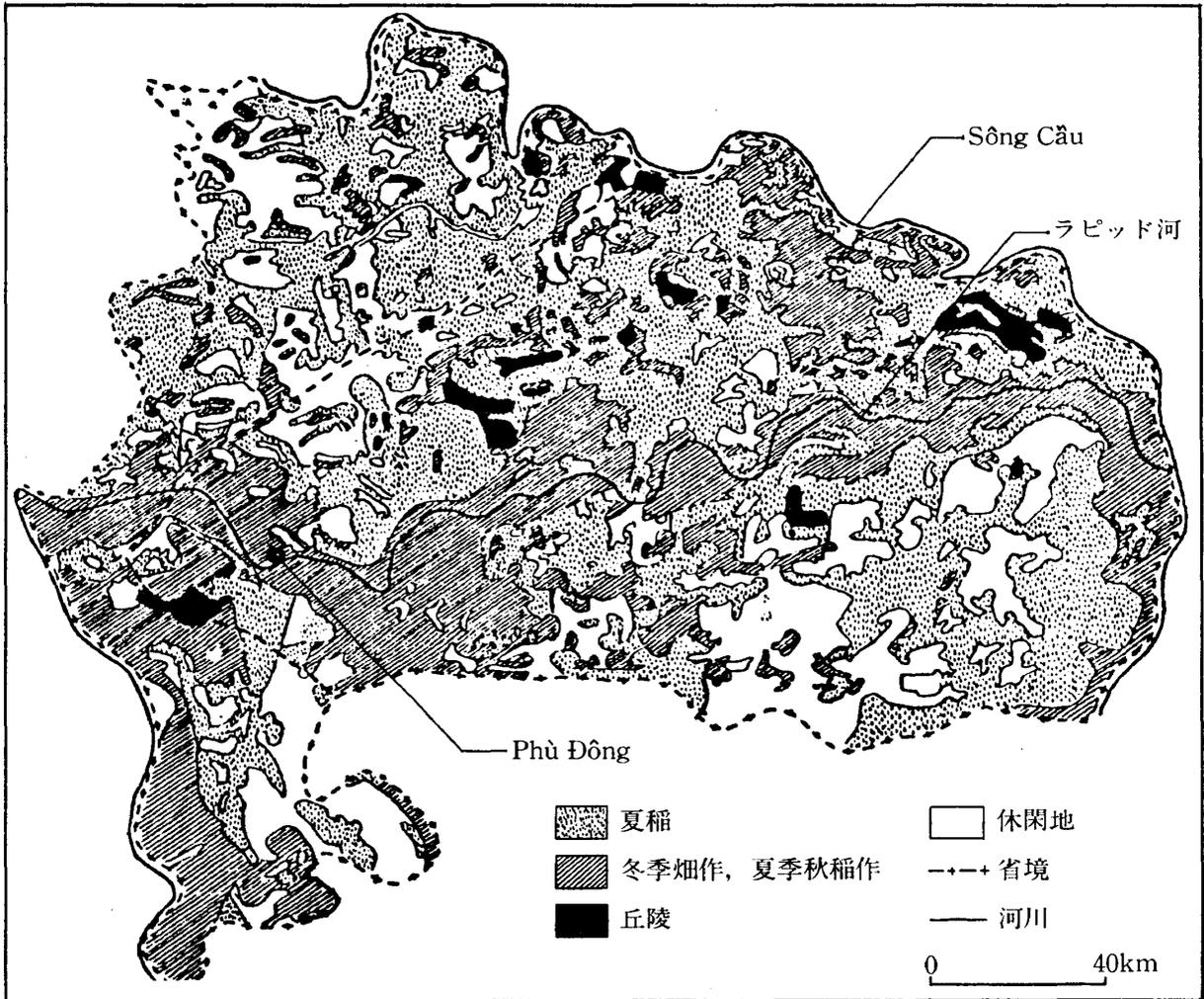


図8 バクニン省の夏稲地帯
Gourou [1936: 399] より作図

年9月, Phù Liên 気象台観測; Gourou [Ibid.: 64]) 南西モンスーンの降らす雨量をそのまま蓄水する逆作用をもたらしてしまうであろう。事実, Sông Cầu 沿いの堤防の完

42) このような場合, Sông Thiap, または Sông Cà Lồ が北氾濫原を突き切って, Sông Cầu の水を紅河に排水する役を果たす。しかし, 多くの場合, Sông Cầu の増水期は紅河のそれと一致し, 紅河の水位が高いときには, その排水機能を失う。

いわんや18世紀末に, 西山阮氏によって, 西氾濫原(ハドン大輪中 Casier de Hà Đông)を守るためにつくられた紅河大堤防建設ののちは, 西氾濫原の河川はいずれも紅河への出口を失い, 氾濫を繰り返すにいたった(『北圻河堤事跡』)。

備した1913年において, Phủ Lạng Thương から Bắc Ninh, Sept Pagodes, Hải Dương にいたる地域の 64,000 ha が水害のため再移植を余儀なくされ, 実に 30,000 ha が耕作放棄にいたっている [Ibid.: 80]。

したがって, エコロジカルにはこのような地域での稲作は夏稲耕作に依拠するのがもっとも合理的であり, 事実, 図8に示すように, 北氾濫原においては1930年代にいたってもなお, 夏稲耕作栽培面積が優位を保っている。乾季に東北モンスーンのもたらす少量の雨量に依拠して栄養成長をつづける夏稲にとって, 洪水がほとんど問題にならないのはいう

までもない。したがって、地形と1930年代の作付選択をみる限り、いまだ夏稻適地を十分に残していたであろう11世紀段階に、Sông Cầu 河に秋稻農業のために堤防を建設するのは不合理である。

この堤防が農業水利を目的とするとは考えられないもうひとつの理由は、この築堤記録の前年、英武昭勝元年（1076）に、李朝と宋朝の間に争いが起り、例の李常傑によって如月江に沿って強力な防衛線が構築されているからである。⁴³⁾『大越史記本紀全書』3 太寧5年（四月以降、英武昭勝元年）春三月条註に世傳、常傑沿江，柵築固守。

とあり、また『粵甸幽靈集』却敵・威敵二大王に

帝命李常傑，沿江築融柵固守之。

とある。いずれも「柵築」「築柵」とあるのみであるが、たとえば前述の1204年の大黃州人の反においては、婆溝徑より文雷寨まで「將諸道兵，築壘」したといわれる。おそらく「築柵」は同時に「築壘」を必要と思われる。

この防衛線構築の半年後、宋軍はランソン方面より南進して十二月、如月江で李常傑の率いるヴェトナム軍と対峙する。ヴェトナム側の所伝では如月江の戦いに敗れた宋軍は西進して富良江（紅河）を攻め、ヴェトナム水軍を破ったことになる〔河原 1975：53-55〕。

こののち、宋軍は滞陣3カ月で、翌二月富良江を撤し本国に帰還する。先の如月江築堤の記録はまさにその年の秋、英武昭勝2年九月にあるのである。したがって、宋の進攻と、

43) この防衛線については Ủy Ban Khoa Học Xã Hội Việt Nam [1971: 176-177] に説明が、同じく p. 177 に図が載っている。詳細は Hoàng Xuân Hãn. 1950. Lý Thường Kiệt. Nhà Xuất Bản Sông Nhị. Hà Nội. p. 289 に載るというが、筆者は未見である。

なおこの条文が、阮鷹の『平吳大詰』をはじめヴェトナム・ナショナリズムの象徴としてよく引用される「南国の山河に南帝居して、截然として分定するは天書に在り」の原典である。

如月江築堤とは時期および場所において、必ずや相互に因果関係をもつものでなければならない。あえて臆断を下せば、おそらくは、前年三月の如月江築柵にもかかわらず、宋軍に西方に迂回されて富良江を攻撃された経験⁴⁴⁾に基づき、より長大な67,380歩（約103.5 km）に及ぶ長壘を築いたと考えられよう。ちなみにこの距離はほとんど Sept Pagodes から、Sông Cà Lồ との合流点を越え、はるかに Sông Noi との合流点に及ぶ。これを全て水防堤防で連続的に結ぶことは、後代の技術をもってすれば不可能ではないにせよ、農業的に無意味である。ランソン路・タイグエン路のいずれを経由するにせよ、ハノイへの近接を妨げるために、断続的な土壘を築き戍兵をおいたとする方がより合理的であろう。

以上の二つの理由により、1077年の Sông Cầu の堤防を農業開拓を目的としたものではなく、軍事的なものであったと考えたい。

d の記録は『越史略』2 龍符元化3年（1103）に

春正月，詔京城内外，皆築堤捍水。

とあるによる。これは明確に都城の水防を目的としたものであることを示している。ハノイは南東流する紅河がラピッド河と紅河本流に分岐する位置にある。現今、堤防網によって河道が固定されている状況で雨季水位は13 mに達する〔Gourou 1936: 76〕。ハノイはデルタ平面に比して、よく発達した微高地の上に存在するというものの、その市域の内部に Sông Tô Lịch（蘇歴江）、Hồ Tây（西湖）、Hồ Hoàn Kiếm（還劍湖）などの旧河道、残存湖をもち、常に水没の危険に曝されている。このため、先の高駢による堤防建設のように、都城建設は同時に水防事業を必須とする。

44) ちなみに1076年の如月江の戦いでは宋軍の滞陣は安豊（Yên Phong）より Sept Pagodes にいたる延々60里余（約33 km）に及んだという。

李朝にはいつてからは英武昭勝3年(1078)に京城内侵水が起こっている(『越史略』2同年条)。したがって、ここでいう堤防工事も「京城内外」と限定されるところから、bと同じく、都市水防と考えるのが妥当であろう。

eの機舎堤 *Cơ Xá Đê* の建設は、古くからヴェトナム史上最初の築堤作業として有名である(たとえば、Ủy Ban Khoa Học Xã Hội Việt Nam [1971: 157])。この築堤伝承は『越史略』2 龍符元化8年(1108)に「築隄於機舎港」⁴⁵⁾とあり、また『大越史記本紀全書』4 龍符8年に「築堤于機舎坊。」とあるによる。

『越史通鑑綱目』4 同年条註は「機舎坊。今屬河内壽昌縣。」としている。ここで綱目のいう機舎坊⁴⁶⁾を『同慶御覽地輿誌圖』で見ると、河内省壽昌県 Thọ Xương の東方、紅河に沿って「機舎社」がみえ、対岸嘉林県の

45) 機舎坊は、『越史略』には「機舎港」とある。別に同書3 建嘉6年(1216)には「機舎巷」とあり、港 Cảng は巷 Cảng の誤りであろう。李朝代の昇龍城(ハノイ)は61の坊 phương からなっていたとするのが通説であるが[Hoàng Đạo Thúy 1974: 9; Tran Quoc Vuong; Nguyen Vinh Long 1977: 69]、その原拠は『大越史記本紀全書』5 建中6年(1230)にある「定京城左本右伴坊、倣前代爲六十一坊、置評泊司。」という記述による[陳 1971: 5]。しかし、表2でみるように『越史略』には「坊」のつく地名はなく、ハノイの市域にある手工業者の集住区を指すことばとしては、巷が用いられる。たとえば「審作巷」は窯作巷と同じで製陶業であろうし、「紙作巷」は製糸業であろう。したがって、李朝期にはハノイ市中は坊ではなく巷でよばれていた可能性が大きい。

機舎の意について、Vũ Tuân Sán は機 Cơ は機械の意味であるとするのみである[Vũ Tuân Sán 1965: 6]。しかし、Tran 氏らは「機舎坊の住民は養蚕と漁業に従事していた」とする[Tran Quoc Vuong; Nguyen Vinh Long 1977: 76]。先の紙作・審作などの事例にならば、機舎は機戸・機房などと同じく、はたおりを業とする集落と考えられよう。

なお、Vũ Tuân Sán の紹介する『安舎社事跡』では1132年の大水のとき、李神宗が安舎洲の民が杭上に住むのを見て、この名を与えたという[Vũ Tuân Sán 1965: 6]。おそらく後世の付会であろう。

側に「機舎社落居」がある。⁴⁷⁾ 地形図で確認すると、現ハノイ市域の北東、Gia Lâm 空港とハノイ市を結ぶ有名なロンビエン橋 Long Biên の南側たもとに Cơ Xá がみえ、また対岸の砂洲中に同名の村落がある。ハノイ側の Cơ Xá は西北より流下した紅河本湾が東岸の Gia Lâm 県の衝角に激突し、南方に大彎曲する際の水量を直接に受ける位置にある(図9参照)。しかし、当時の李朝昇龍城は現在の Ba Đình 広場の付近、現 Cơ Xá の位置

46) 従来、機舎社についてこの綱目註以外に知られるところはほとんどなかった。ところが1965年にいたり、Vũ Tuân Sán 氏によって Cơ Xá の1寺院に残る1610年の碑銘をもつ鐘が発見され、Cơ Xá と李朝昇龍城建設との関係が明らかになった。しかし、この堤防についてはふれるところがない[Vũ Tuân Sán 1965: 4-9]。

47) 堤防がおかれたとするのは、この二つの Cơ Xá のうちのいずれであろうか。Vũ Tuân Sán によれば、Cơ Xá は旧名を An Xá (安舎)といっ、現在のハノイ市の植物園 Vườn Bách-thảo にあったが、李太祖のときに昇龍城を建設するために、河中の洲 bãi giữa sông, 外堤部に移されたという。また同氏の紹介する Bắc-biên 村に残る『安舎社事跡』によれば、このとき嘉林県の Gia-thị 総に属する浮沙を安舎洲としたという。

機舎社は嗣徳4年(1861)まで京北 Kinh Bắc (バクニン)に属し、次いでハノイ省に移った。維新4年(1911)に村民の希望で Phúc Xá (福舎)と改名した。仏領期、この村落には三つの集落があった。

1. Xóm Bắc-biên 1918-1919年ごろ紅河左岸の Yên-tân とか Bắc-cầu などの村落から買った私土の上の村落
2. Xóm Trung-hà 紅河中の洲土 bãi nổi
3. Xóm Tây-biên 紅河左岸の Yên-phụ giáp にある

これにより、Đông Nhân の砂洲上にある Cơ Xá 村は、Cơ Xá 村民の手によって、おおよそ100年前につくられたことがわかるという[Vũ Tuân Sán 1965: 6]。この Yên-tân という村落は5万分の1地形図で確認しうる。紅河左岸の Cơ Xá はこの村の北方2kmにある。したがって、かなり後世に紅河右岸、すなわちハノイ側の Cơ Xá 社民が、対岸の村から新浮沙を買収したものが、紅河中洲上の新 Cơ Xá 村と考えられる。この李朝期における機舎坊はハノイ側の Cơ Xá を指しているとしてよい。

より西方 2 km, Hồ Tây 南岸の微高地上にある。前述の唐大羅城以来の築堤, また1103年の築堤においてもおそらくは堤防外の地であったのだろう。1619年の鐘銘文中にも「初立安舎寺洲土刊鐘叙」とあり, 同文中の機舎社縁起にも「江中の灘地」 Bãi Trung-giang とあるという [Vũ Tuân Sán 1965: 4]。

また注45)に述べたように、『安舎社事跡』 Sự Tích An Xá によれば, 壬子(1132)年に大水があり, 民はみな杭上の家屋に住んだという。⁴⁸⁾

ところで, 機舎巷または機舎坊という巷・坊は注45)で述べたように本来宮城の外域に発達した商工業者の業種別集住区である。陳荊和氏によれば, 17世紀の坊はハノイ宮城の城壁の外にある Petit Lac と紅河の間にあったという [陳 1971: 5-8]。

とすれば, おそらくは機舎坊の築堤とは旧来, 王宮を守るべくつくられた堤防のさらに外郭の, 新しく洲上低地に発達した商工業者集住区保護を目的とした築堤ではなかったろうか。『北圻河堤事跡』成泰拾柒年拾月貳拾八日奉編歴代築堤條例以下に

李仁尊八年, 築機舎坊堤。□禦升竜城之潦とするのはこの意味であろう。したがってこれも, 都市防衛のための築堤であって, 農業目的とは考えにくい。^{49), 50)}

以上, 文献にあらわれる李朝築堤の記録をみる限り, Trần Thị Vinh 氏の指摘にもかかわらず, 国家規模による農地保護を目的とする築堤, すなわちデルタの工学的適応の足跡

48) なお, この大水に関する記録は、『越史略』『大越史記本紀全書』とももっていない。この伝承が事実とすれば, 史書に載らない多くの水害例を推定しなければならない。



図9 二つの Co Xa とハノイ市域図

を見出すことができない。

李朝の直接支配地域を前述のように, ハドン, ハナム, フーリーの3輪中に限定すれば, 工学的適応例が存在しないのはむしろ当然なのである。李朝ヴェトナムにおいては, 夏稲が圧倒的であったことは, 中国人によって記

49) なお、『大越史記本紀全書』5 紹隆8年(1265)には「秋七月, 大水。決機舎坊。人畜多溺死。」の句があるが, 機舎坊堤の決潰が禾穀の堤没ではなく, 人畜の溺死につながるのは, この堤防が都市防衛のためのものであったことを意味する。

50) 李朝におけるハノイの水防対策は, これ以後では『越史略』3 政隆寶應3年(1165)に詔徒朝東門, 大羅城却七十五尺, 築以磚石, 以避江水衝嚙。とあり, また同書天資嘉瑞7年(1192)には疏蘇歷江, 築石塘。とある。機舎坊も「堤」として記されているが, おそらくはこの2例のような小規模の工作だったのではなかろうか。

されている。『嶺外代答』2に「其境土多占禾，故以大禾爲元日之犒」とある。占禾はいわゆる占城稻のことであるが，lúa chiêm（占稻）とすれば夏稻の意であり，ヴェトナム夏稻の品種名の多が占（chiêm）をもつことは『芸臺類語』に紹介される。また李朝の田租の唯一の記載である『大越史記本紀全書』4 大定16年（1155）には「徵夏田租」とあり，これらの記述は李朝の直接支配地が夏田地帯と推測されることと一致する。

また、『越史略』『大越史記全書』から976-1225年の250年間の気象条件による農業災害をみると，干魃が19回に対し，洪水は10回にすぎない。逆に1225年から1425年までの200年をみると，干魃は13回に対し，洪水は38回である。干魃が乾季に集中して発生すること，したがって夏稻こそがその被害をもっとも受けることを考えれば，李朝期農業の主流が夏稻であったことは証明される。

夏稻生産というまでもなく深水地帯への農学的適応であり，これに基盤をおく限り，一定の集落立地が確保されれば，あえて雨季の大水を龐大な労力を費やしてまで防ぐ必要がない。⁵¹⁾ このハドン輪中，フンイェン地方の堤防が完備され，工学的適応が一定に完成された19世紀段階においてさえ，堤防建設の是非はおろか，堤防撤廢の議さえしばしば上奏され（『北圻河堤事跡』所収「河防説」），また

51) もっとも P. Gourou は五月米（＝夏稻）2回の植え付けのうち，平均して1回の収穫は洪水のためにとれないとしている [Gourou 1936: 83]。しかし，これは19世紀の堤防完備の期以降，堤防による河道の狭搾化のために紅河水位が上昇し，南西モンスーン始期の豪雨によってもしばしばオーバーバンクするために起こった現象であろう。何となれば，1422-1775年の間に記録された洪水のうち，発生月の記されたものは58例あるが，このうち旧暦5月以前の洪水は10回にすぎない。史料的に粗密があるにせよ，350年間に10回という数字は，やはり18世紀以前においては，洪水による夏稻被害はほとんどなかったとしてよからう。

1930年代にいたっても，なお堤防建設の可否をめぐる論争が起こったことはこうした地域において，開拓が一定の範囲にとどまる限り，堤防建設が不可欠のものではなかったことを示している。

したがって，李朝期の文献に農業の工学的適応の記載が示されないのは，その立地と農耕形態を考えれば当然といえるのである。

では，同様の地帯における農学的適応の諸例をみていこう。

VI 李朝農業の農学的適応——西沱濫原低部への開拓

1 応天府——第2期B型村落

前述のように，筆者は李朝政府の直接的かつ安定的な支配地域は李朝皇室の出身地である Đông Ngạn 県の一部と，ハドン・ナム・ナムディン北半を含む西沱濫原に限られることを述べた。このうち Đông Ngạn 県には順天2年（1011）に天徳府がおかれる。ハドン省の応天府の設置年代は明らかでないが，『越史略』2，『大越史記本紀全書』2 順天5年（1014）条にはいずれも「應天府」を改めて「南京」とするとしており，李朝初期にはすでに府がおかれていたことは間違いない。

応天府の位置について，『越史通鑑綱目』2 順天5年（1014）条註は「屬河内省。……今應和府是。」とある。『大南一統志』河内省 建置沿革 應和府では

李爲應天府。後改應天縣。明改應平，屬威蠻州，隸交州府。黎光順復置爲應天府，屬山南承宣。領縣四。

とある。この応和府に属する4県とは山明県・青威県・彰徳県・懷安県で，仏領時代の行政区分でいう Thanh Oai・Chương Mỹ の東半・Mỹ Đức の東半・Son Làng 各県にあたり，旧ハドン省の南半を占める。

この地域はいわゆる西沱濫原の中央で，紅河右岸と，Sông Đáy 左岸に発達した自然堤

防のために排水口を塞がれ、雨季には低湿地帯を形成する。このため前論 [桜井 1979: 31; 1980: 614] に述べたごとく、1930年代にいたってもなお広範な夏田地帯を有している。

にもかかわらず、輪中内を貫流する紅河旧河道の残した諸小流のメアンダーは随所に微高地列を形成し、このため10世紀にはこの微高地上に権力が発生し、Thanh Oai に拠る杜景碩、Thanh Tri による阮超の権力を形成したことも述べた [桜井 1980: 606, 613]。

この地にいちやく籍田がおかれたのはきわめて狭小な支配領域しか有さない李朝にとって、ハノイ南方に近接した応天府の地は、その農業基盤として最重要の地と意識されていたと考えられる。

籍田は古来、天子が祖廟または上帝・先農を祀るために親耕する、通常は宮中におかれる象徴的な耕地である。しかし、李朝ヴェトナムにおいてはその規模・分布において単なる祭祀田とは思えず、むしろ李朝皇室の直営地と考えた方がよい。⁵²⁾

『大越史記本紀全書』2 天成5年(1032)夏四月条に

帝幸杜洞江信郷。耕籍田。農人獻夏田禾，一莖九穗。詔改其田曰應天。

とある。この杜洞江信郷がいずれの地であるかわからないが、杜洞江が前論 [同上論文: 613] に述べたごとく、青威県保陀社 Binh Đà とすれば、その近くと考えてよかろう。したがって、Thanh Oai の近辺には夏稲栽培⁵³⁾を主とする籍田があったことになる。

52) 籍田が李朝の国有地制度にもっていた意味をたかく評価するものとして、Truong Hũu Quỳnh [1976: 9] がある。しかし、これを拡大して土地所有における中央集権制を強調する論旨は筆者と相いれない。なお、土地所有制度をめぐる李陳朝の構造についての私見は別に洪徳期公田制の始原に関する別論でふれる予定である。

この杜洞江の籍田は「應天田」とよばれたようであるが、この田はその後王室の直轄田として伝世されたものとみえ、『大越史記本紀全書』5 元豊元年(1251)には

天城公主下嫁國峻。以應天田二千頃，還忠誠王聘物。

とある。これは王女天城公主が忠誠王と婚約していたものを安生王子国峻（のちの陳興道 Trần Hưng Đạo）が横取りしたため、陳太宗がやむえず、忠誠王の結納のかわりとして、応天田2,000頃を返したというのである。2,000頃は近世のヴェトナム尺に換算すると72,000 ha にあたる。しかし、これはあまりに巨大である。『同慶御覽地輿誌』河内省にみる応和府の全田土総計は118,544畝とされ、これは1,185.44頃であって、この応天田の半分にすぎない。おそらく、これは宋元尺による2,000頃であろう。とすれば11,325 ha となり、ヴェトナム畝では31,458畝、19世紀の全田土総計の約1/3となり、ほぼ納得できる数値がえられる。しかし、応天田をこのように10,000 ha 強としても、ハドン全省の全面積の7%にあたり、巨大な王領地であったことにはかわりがない。

前論 [同上論文: 615] において筆者はこの杜洞江の権力を、第2期B型の開拓とした。第2期B型とは、旧河道・諸支流の残した狭小な沿河微高地 (bourelets abandonnés) に拠って、居住空間を確保するとともに、大河溢水の水流を減殺し、他方微高地列間に生まれる後背湿地に夏稲を主とした農業生産を行う型である。まず、李朝においても、このような第2期B型が王室財政の基盤として鋭意開拓されたことが確認される。

53) ただし『越史略』2 天成5年四月条には「王幸杜洞江。耕籍。是田獻九穗禾。詔改其田，曰應天。」とあり、「夏田」を「是田」としている。しかし、「四月」に九穗禾が獻じられるとすれば、やはり夏稲以外には考えられない。

2 応豊行宮——第3期B型村落

『大越史記本紀全書』3 大慶8年(1117)に又幸應豊 今義興 行宮, 省耕公田。夏五月, 員外郎吳詔獻夏田禾一莖九穗。六月帝幸應豊行宮, 省耕。不雨, 禱於行宮。

とある。これより, 12世紀初頭, 応豊行宮に公田があり, 夏田禾(夏稲)が植えられていたことがわかる。もちろん六月の省耕⁵⁴⁾においては不雨が問題となっているから, ナムディン省の伝統的農法⁵⁵⁾と同じく, 一部の高みには秋稲が植えられていたのであろう。

この応豊の位置について『越史通鑑綱目』

4 同年条註には

應豊。屬南定省, 古爲顯慶縣。降改應豊。

陳改建興。屬明爲建平府。黎爲義興府, 今義興府是。

とある。義興府は, ナムディン省の Nghia Hung であるが, 阮朝の制では大安県・務本県を含み, 別に義興分府として懿安県・豊盈県がある。主として, Nam Định 市の西南方に Sông Nam Định Giang, Sông Lý Nhân と Sông Đáy に囲まれた地域である。

『同慶御覽地輿誌』南定省務本縣・名勝には李仁尊廟。顯慶社奉祀。

としている。李仁宗はこの応豊行宮にはじめて行幸し, のちひきつづきこの地をもっとも好んだ皇帝である。⁵⁶⁾ おそらく, この顯慶社⁵⁷⁾ 近辺が応豊行宮と考えてよからう。

54) 天子が巡遊して農耕を視察する意。

55) 1805年段階の南定省の地簿をみると, 夏秋の別が判明する公田726.9畝(約261.7ha)のうち, 25.1畝(約9.0ha)が夏稲である。同じく私田5527.5畝(約1989.9ha)のうち, 1075.1畝(約387.0ha)が夏稲である[桜井 1976: 53-54; 1978: 566-567]。

筆者はかつて[桜井 1978], 同地方の夏稲の導入を15世紀の公田制成立以後としたが, その後[桜井 1979; 1980]の研究によって, 上部デルタ・氾濫原地帯での夏稲・秋稲・三月稲の作付選択による開拓は, ドンソン時代にも遡りうるものであること, またナムディン省の開拓も少なくとも10世紀までにははじめられていることの2点を発見した。前論のこの部分を撤回する。

『同慶御覽地輿誌』に載る南定省務本県顯慶総には顯慶社ほか10社村の名がある。現今の地形図の上には顯慶 Hiên Khánh の名を見出すことはできないが, もとこの顯慶総に属していた村落で, その名を残しているものも少なからずある。Noi Che (内制社), Vu Nu (務女社), Lap Thanh (立城村), Lap Vu (立武社), Lai Xa (頼舎社), Tien Chuong (僊掌社)などがこれである。

これらの集落群は現 Nam Định 市より西方8kmほどに3km×4kmほどにわたって分布している。地形的には紅河・Sông Đáy 河とその支流が形成した沿河微高地列が, しだいにその高度を下げ, 沿岸砂丘列群の中に埋没していく過渡地点にあたる。現今ではこの地域を囲繞する Sông Lý Nhân・Sông Nam Định Giang 沿いにつくられた堤防列によって, 巨大な輪中地帯を形成している。にもかかわらず, ほとんどは標高1m未満の土地であり, 加えて Sông Phủ Lý, Sông Nam Định Giang に発達した自然堤防と, 西方に広がる沿岸砂丘列地帯のため排水を妨げられ, 長期の冠水が避けられず, 1930年代にいたってもなお夏稲地帯を形成している[Gourou 1936: 34]。

このような地域の集落は, 沿河微高地がすでに消滅し, かつ沿岸砂丘列もいまだ未発達なために拠るべき高地を発見しえず, 偶発的に存在する処々の小高地片に集住するしかない。したがって村落の配置は無秩序で, 村落規模も小さく, かつ居住地間はきわめて密接

56) 応豊行宮は以後, 仁宗期を通じてしばしば行幸省耕を繰り返す地となる。『大越史記本紀全書』に載るもののみでも, 天符睿符4年(1123)十月に「行幸・省斂」, 同5年(1124)閏正月に「省耕」, 同6年(1125)四月に「省耕」, 同六月「行幸」, 同十月「省斂」とあり, 大定12年(1151)十一月には皇長子龍昶がこの地で生まれている。

57) なお『大越史記本紀全書』1 景瑞2年(1009)に李公蘊がその父を追封して「顯慶王」としたとする記事がある。この顯慶社の命名にはこの王名との関係が推測される。

している。この村落群はハナム省の Thanh Liêm 県から南方に拡がり、砂丘列群にいたって消える。P. Gourou はこれをティンリエム型 (Type Thanh Liêm) と称した [*Ibid.*: 244]。

この応豊行宮近辺の地はまさにこのティンリエム型村落の中に存在する。この型の村落は文献的には前論 [桜井 1980: 615] で第2期B型の終末として考えた大堤社 Đại Đê⁵⁸⁾ にその端緒をみる事ができる。筆者はこれを少なくとも10世紀までには開拓が着手され、12世紀までに積極的な農学的な開拓が推進されたものと考え、時期的には李朝期を中心とする意味で第3期、集落立地からはビンザン型 (第3期A型) と区別してB型としてこのティンリエム型を考えたい。

当時の勢力圏からみれば、西方では Sông Đáy をわたって大黃州が控え、南方 Sông Nam Định の向こうには美祿県 Mỹ Lộc に拠る「海邑」の勢力がある。この意味では政治的にも李朝の直接支配圏の最南端とみることができよう。

事実、『越史略』3 天資宝祐4年(1205)には大黃州人費郎が Sông Đáy を渡ってこの地に来攻し、応豊行宮および周辺の集落を焚きはらったことを述べている。

58) 筆者は前論 [桜井 1980: 615] において、ナムディン市南西5kmの Đại Đê を沿河微高地上村落の最南としたが、本論においては以下の理由から、Thanh Liêm 型に改めたい。Đại Đê 村落の立地する Sông Vinh Giang の沿河微高地はあまりに低平、狭小でわずかな集落の立地を許すにすぎず、大集落を形成しうるのみならず、園地・秋稻田の空間さえ可能なハドン省の沿河微高地集落とは類型を別にしなければならず、P. Gourou の指摘する Thanh Liêm 型村落として分類する方が、分布の上からも村落形態の上からも妥当であると考えからである (もとより、ランドサットおよび地形図、Gourou の測高図、古地誌類のみの判断であり、こうした1村落の微地形差に関する最終的な判断は現地調査を踏まえない限り不可能であり、どこまでも推論として考えられたい)。

これは沿岸砂丘列村落を別にすれば、段丘から沿河微高地、夏稻による後背湿地開拓を進めてきた李朝にとっては、ティンリエム型の開拓によって、農学的適応による面的開拓の限界を迎えたことを意味している。

3 莅仁行宮——第3期C型

『大越史記本紀全書』4 天符睿符6年(1125)六月条に

帝自應豊行宮。幸莅仁行宮。

とあり、つづいて大定9年(1148)二月に帝幸莅仁行宮、耕籍田。

として、莅仁行宮に籍田があったことが示され、また大定10年(1149)に「造莅仁行宮」、大定15年(1154)に「造應豊莅仁行宮」とある。

莅仁については『越史通鑑綱目』4 天符睿符6年(1125)条註に

利仁。州名。今河内里仁府。是按河内冊，屬明以前日利仁州。黎光順改莅仁府。明命年間改里仁。則莅仁，至黎始改。舊史此書莅仁，謬今正之。⁵⁹⁾

とあり、莅仁は阮朝の里仁府 Lý Nhân に等しいとしている。里仁府は嗣徳年間以降、金榜県 Kim Bảng・維先県 Duy Tiên・青廉県 Thanh Liêm・南昌県 Nam Xương・平陸県 Bình Lục 各県を管轄としているから、のちのハナム省に等しい。

李朝の莅仁行宮の位置を特定することはもとより不可能である。しかし、現に Nam Xương 県南部に Lý Nhân なる村落が地形図上に残っている。これは『同慶御覽地輿誌圖』でいう里仁社である。『大南一統志』河内省・祠廟には

59) ここでいう舊史とは『大越史記本紀全書』4 同年条に「莅仁」とあるのを指す。綱目編者の注は、莅仁となったのは黎以後であるから、「利仁」とすべきであるとの意である。しかし、『越史略』においては「位仁」「莅仁」という字があげられており、陳以前においても「莅仁」が用いられたことは明らかである。

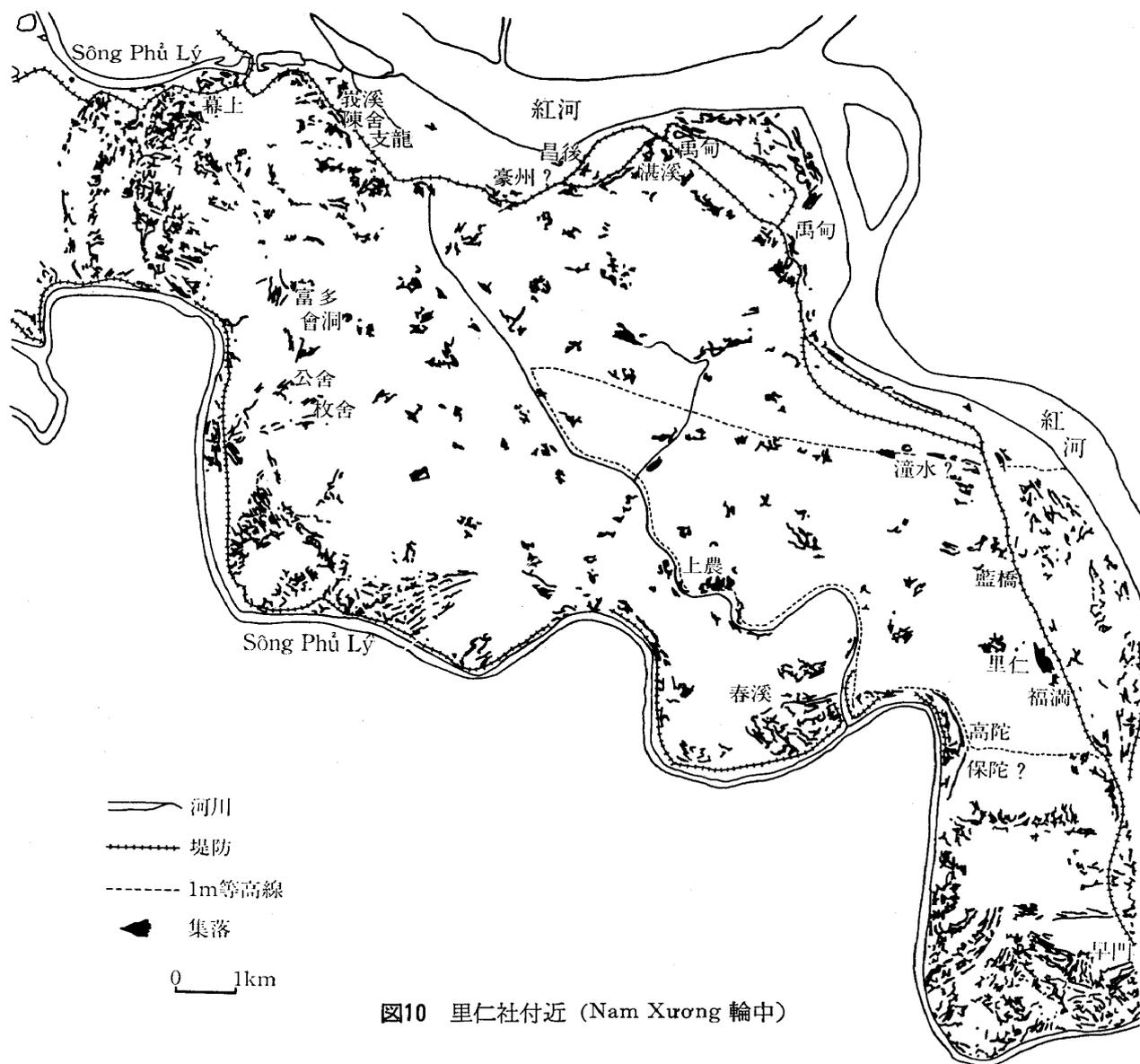


図10 里仁社付近 (Nam Xuong 輪中)

媚醯夫人祠。在南昌縣莅仁・藍林二社。夫人乃占城王乍斗之妃。李太尊伐占城，誅乍斗，夫人被俘，凱還。李帝御龍舟，至莅仁府行殿，召夫人侍立。夫人不勝憤鬱，密以氈自纏，投江而死。乃嘉其貞節，封協正佑善夫人。後方民每於水邊夜聞哭聲，為之立祠，歷朝封贈，事詳史記。⁶⁰⁾

とあって、この社と隣社の藍林 Lam Cầu はもと「莅仁府行殿」であったとしている。陳朝以降の祀廟は国家事業として維持されたと

考えられるから、この社近辺を李朝の莅仁行宮とみても大過あるまい。この付近は紅河がメアンダーを繰り返しながら、兩岸に砂洲を形成していく地帯である。図10でみるように大きく彎曲して、Hung Yên の微高地を形成した紅河はつづいて右まわりにもう1度彎曲

60) このうち、「夫人」の部分までは『大越史記本紀全書』2 明道3年条とほとんどかわらない。なお、両書の典拠は『粵甸幽靈集』の「貞烈夫人」であり、この祀廟が少なくとも陳重興元年(1285)には存在していたことを示している。

し、Nam Xương 県北半の微高地をつくる。

図11でみると、Lý Nhân, Lâm Cầu の両村落はこの微高地の下流側に生じた1m以下の低平な地に存在するかに見える。しかし、これを1973年7月21日撮影のランドサット写真でみると、この低平な地にも明確な微地形差をもつことが看取される。すなわち、ハノイより紅河本流の両岸に積みこまれた自然堤防の列は、北 Sông Phủ Lý を越え、Nam Xương 北半の微高地を形成したのちも、きわめて細くはなっても、依然活発な植生を示しながら、Sông Nam Định Giang 沿いの自然堤防と合体する。前記2村落はこの自然堤防上に立地する。

現今の地形図では図11にみるように、集落の分布は2類に分かれる。ひとつは南 Phủ Lý 河・紅河に沿って外縁部を囲繞する形で存在する村落で、第2は中央の小河川（『同慶御覽地輿誌』では龍川 Long Xuyên とよんでいる）の周囲に分布する集落である。

『同慶御覽地輿誌圖』河内省南昌縣をみると、19世紀末の村落はことごとく第1の形の村落であることがわかる。また、1904年にLý Nhân 輪中の排水のために、Xuân Khê に達する掘り割りをつくり、南 Phủ Lý 運河に水を落すようにして、3,000haの土地をえたとするのは、まさにこの第2の型の村落の成立を指すものであろう[Gourou 1936: 98]。

したがって、より古くはNam Xương 県の村落は第1の型の集住によって成立していたとすることができる。これはランドサット写真によってもいえる。すなわち、先に述べたこの地域の狭小な自然堤防は、その脚下まじかに深い背湿地を控え、雨季には大沼沢と化していることが看取される。

以上の観察から、この Nam Xương 県

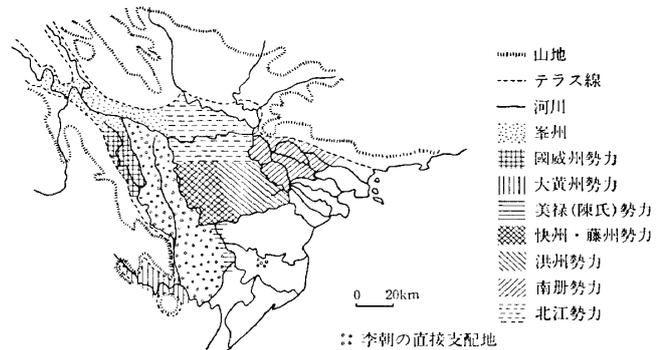


図11 李末各地方割拠勢力の分布概念図

の地域はのちに Lý Nhân 輪中 (Casier de Lý Nhân) と称されるまでもなく皿型の地形をしており、その縁の高位部分から定着がはじまったとして大過あるまい。

さて、莅仁行宮の設置は占城夫人の伝承が示すように、ハノイから紅河—Sông Đáy 河を抜けて Đại An に出、次いでタインホア・占城国方面へ向かう、当時の重要な水運ルートの中での泊地として位置づけられたものであろう。この意味では、周辺微高地の紅河側に行在所が設けられたことが納得しうる。

この地域は『同慶御覽地輿誌』によれば 秋禾少、夏禾多。沿江洲土、甘蔗・芋・荳、處處有之。但不甚多。

とされるような、伝統的な夏稲地帯である。これはランドサット写真に写しだされるような夏季の降水が紅河の水位上昇によって排水されないためである。⁶¹⁾ 完全な輪中堤防の完整によってもそうであるとすれば、12世紀にこの地におかれた「籍田」も夏稲を対象とするものであったことは容易に想像される。

このような居住地としての微高地片と夏稲適地としての後背湿地との組み合わせは、ハドン・ハナム輪中を通じてみられるものであるが、① Lý Nhân はこれに紅河側の洲を有し、19世紀段階ではサトウキビ・芋・豆の類

61) 1915年のハドン輪中の大洪水の際には、この地域の冠水は2mに及んだという[Gourou 1936: 98]。

を植えている、②さらに本来は泊地として利用されたことが占城への往来を通じて確認される、などの理由により、むしろ前論[桜井 1980: 615-619]で彰陽社(+自然洲)・藤洲において分類したような第2期C型の延長上に考えるべきだろう。ただ先の2例とは異なり、集落立地の拠るべき沿河微高地がきわめて未発達で、Gourouの測高図にもあらわれず、ただランドサットに糸のように細い植生としてあらわれるだけにすぎないほど低平かつ狭小なため、集落の発達はおくれている。図11において看取されるように、小集落が断続的に存在するにすぎない。これは前論[同上論文: 616, 618]に示した図9, 10との比較によって明らかであろう。

このようにみたとき、この村落が第2期C型と同時にタインリエム型(第3期B型)の性格をも併有しているものとして、村落立地の上ではC型、農業開拓の時期区分としては、李朝期における西沱濫原下部の開拓として、第3期に属するものとしたい。

4 布海口・可覧海口——第3期D型

『大越史記本紀全書』2 通瑞5年(1038)春二月条に

帝幸布海口，耕籍田。

とあり、『越史略』2 同年条にも同文が載る。

また『大越史記本紀全書』2 乾符有道4年(1042)春三月条には

帝幸可覧海口，耕籍田。

とある。『越史略』2 同年条は「可覧海口」「茹覧海口」とする。可覧海口または茹覧海口については、『越史通鑑綱目』3 明道元年(1042)には「可覧。地名今無考。」とあるのみで不明であるが、他方の「布海口」はすでに前論[桜井 1979: 9-10; 同上論文: 625-628]で詳述したように、武仙県奇布社、すなわち現在の Thái Bình 市域の中に埋没している Kỳ Bá 社であることは、現在のところ

異論をみない。

Kỳ Bá はいうまでもなく沿岸砂丘列村落(villages de cordons littoraux)に属する。10世紀に陳覽の勢力がこの地に拠ったことからして、この地の砂丘列への定着・開拓がはやくから進んでいたことが推定されるが、11世紀にいたって、はじめて農業的な開拓が確認されるのである。

現今この地域は前論[桜井 1979: 7-9]で述べたごとく、長大な輪中堤に囲まれ、潮汐による水位差を利用したいわゆるアオ取水灌漑および排水を行なっている。この3県120kmに及ぶ輪中堤がいつの時代に完成したかは不明であるが、当該3県の大部分の村落の存在がほぼ15世紀には確認されることからして、少なくとも原型は陳末までには完成されていたとしなければならない。

しかしながら、この時代においては、いまだ現 Thái Bình 市が Sông Trà Lý の海口であったこともたしかであり、とすれば砂丘列の漸次的な征服過程にあったと考えることができよう。前論において、筆者はかかる砂丘列地帯の開拓が、19世紀における阮公著の銭海県 Tiền Hải・金山県 Kim Sơn の開拓にみられるような、国家による大土木事業と開拓農民の集団化といった純粋に工学的な対応によることなく、小規模な村落レベルの労働力による防潮堤の建設により、徐々にその前線が推進されていったであろうことを述べた[桜井 1980: 626-628]。李朝による籍田開拓も、後代の陳朝期における貴族層の田庄設立と同じく、こうした小規模開拓の積み重ねによるとするのが正しかろう。

このような沿岸砂丘列の開拓が、李朝期に確認されることから、この型を第3期D型とすることができよう。

まとめと展望

以上、筆者は李朝期諸文献にあらわれる諸

地名の比定および立地条件の分析の結果、次のような結論をえた。

第1に、李朝はいわれるごとき、統一的・中央集権的国家ではありえない。山地および段丘上位は異文化民族による半独立土侯国家群に占拠されたままであり、これを除く領域はデルタ諸省に限られる。しかもそのデルタ内には少なくとも8個の地方勢力が、10世紀以来の在地権力を保持・発展せしめていたと考えられる。

第2に、これらの地方勢力は李朝末期、おおよそ20年にわたって割拠抗争をつづけるが、それらの勢力基盤は以下のごとく、地形的には明確に区分される。

- ①国威州——段丘下位
- ②峯州——段丘下位＋沿河微高地（紅河）
- ③大黃州——段丘下位＋後背湿地
- ④北江——残丘周辺＋沿河微高地（ラピッド河）＋後背湿地（北汜濫原）
- ⑤藤州・快州——沿河微高地（紅河本流）＋古デルタ
- ⑥洪州——古デルタ＋新デルタ①
- ⑦南冊——新デルタ②
- ⑧美祿——後背湿地＋沿河砂丘列＋沿河微高地の最末端
- ⑨李朝——沿河微高地（紅河）＋後背湿地

これらの諸勢力の拠地を図示したものが図7であり、同じく後世の行政区画などを参考におおよその勢力範囲を示したものが図11である。これらの図を前論[同上論文：619]における図11と比較することによって、第3に次のような点を推測することができる。①10世紀段階での各勢力の分立に比較して、地域的な統合が一定に進んでいると目されることである。たとえば、10世紀では峯州に4勢力（涸湖・唐林・扶立・阮家）が並立していたが、李朝期では「峯州牧」にまとめられている。また西汜濫原には3勢力（西扶烈・章陽・杜洞江）が存在するが、李朝支配下には特

に独立勢力を示す記載はない。北江についても同様のことがいえるであろう。②これらの勢力がそれぞれの地域を面として支配したと考えられることである。なぜなら、10世紀には各勢力の拠地は多く村落名として記されるが、李末動乱では全て州または道として広域地域名としてあらわれるし、また李末動乱では藤州・快州のごとく、2地点間がひとつの勢力として示されるからである。③10世紀段階では空隙部であった西汜濫原下部および古デルタ下部のティンリエム型・ビンザン型の村落が立地する地に、前者では李朝籍田がおかれ、後者では洪州勢力の拠地がおかれたと考えられることである。以上の諸点は農業生産面における面的拡大が、在地の権力をしてドンソン—維将時代以来の県レベルでの統合をこえて、後世の省レベルでの割拠に発展せしめたことを示している。

第4に、沿河微高地と後背湿地の複合からなる北江勢力と、同じく沿河微高地と古デルタからなる快州勢力の両者に大河（紅河・ラピッド河）に直接面した堤防の存在が確認され、また古デルタと新デルタ上部との複合からなる洪州勢力の拠地に、堤防の存在が推定されることである。しかし、それぞれの立地からみれば前者の堤防はおそらくは大河のcoude部に、自然堤防列を補完すべく造成されたものであり、後者は少数の村落を出水の一時的な水圧から守るべくつくられた片輪中（馬蹄形輪中・築捨堤）であったと推定され、いずれも小規模のものと考えられる。

第5に、これら堤防を必要とする地域は当時のデルタでは少数派であった秋稲単作卓越地域に限られ、乾季作である夏稲単作を基盤とする李朝の直接支配地域では農業を目的とする堤防建設は確認できず、かえって夏稲単作による汜濫原低地部への進出が進められる。

第6に、10世紀においてデルタ外縁部に生

じたトランスポーテーション・ルートのコントロールに基盤をもつ諸権力は、その自主的な発展をつづけ、ついに紅河下部地域の漁撈・海盜集団と想定される陳氏の勢力が、デルタ・コアの諸農業権力（李朝・北江・洪州）を打倒して、新王朝を形成するにいたる。

筆者は前論[同上論文：631-632]において、10世紀のデルタ外縁部を除く、デルタ・コアの農業的諸権力の立地をドンソン—雒将時代の開拓に始原をもつ第1期と、10世紀の独立期までに開拓が確認される第2期に分類し、デルタの農学的適応による開拓の限界を仮定して、その工学的適応による局面の展開を11世紀以降に仮定した。この仮定には宋朝下中国江南デルタにおけるいわれるところの大規模水利開発を念頭においたことはいうまでもない。しかるに、11~12世紀のヴェトナムの文献史料にあたる限り、やはり国家的規模によるデルタの堤防建設=工学的適応の開始をみることはできず、基本的には在地土豪レベルの小規模堤防築造を含む、農学的適応によるデルタ開拓が行われていたと考えざるをえない。筆者はこれを時期としては第3期に分類したが、基本的には第1期、第2期の延長として考えたい。

その理由は、第1に、李朝がいわれるところの律令的中央集権国家ではなく、在地豪族連合の盟主的存在にとどまり、デルタ全域での水文条件を戦略構想に含むところの大土木工事を完遂するにいたらなかった点にある。これは開拓主体の力量が歴史段階として未発達であったことを示す。

第2に、小規模堤防によって対応可能な秋稻適地、作付選択によって対応可能な夏稻適地がデルタ下部にまだまだ存在しえたことであり、これは消費の増大と農学的適応によるデルタ農業生産力との間に、工学的適応に止揚させるべき限界的な矛盾が存在する状況にはいたっていないことを示している。

しかしながら、かような低生産農業がいまだ許される状況において、いかなる要因がたとえ名目的にもせよ李朝の統一権力を生みだし、また次代のデルタの工学的適応の主体である陳朝の国家権力を招いたのであろうか。

本論において筆者は、洪州・北江・快州などの地の村落連合には水防共同体を仮定すべきであるとした。これは微高地と古デルタ・後背湿地の秋稻地帯においてのみ可能な結合要素であろう。また阮字の権力の形成過程でみたように、冠水の脅威をもたない段丘・微高地複合の地においては、背面山岳地帯からの異文化種族（山獠）の攻撃に対する防衛共同体が成立していたであろう。峯州・国威州・大黃州などの権力はこの要因による村落連合を考えるべきであろう。また海口部に発生した諸権力は内陸の泊地を吸収することによって、ルート全体の支配を安定・拡大たらしめるべく動くであろう。しかしながら、これらの要素のいずれも、盟主としての李朝国家の形成の動因とはなりえない。

丁黎交代について、『大越史記本紀全書』1天福元年(981)に、対宋防衛軍の大將軍に任命された范巨倆が、丁帝が幼弱であって国家危急の際にふさわしくないとし、黎桓を帝位につけるべく諸将とともに丁太后に迫ったという話を載せている。先にみたように范巨倆は南冊の豪族であり、対中国防衛戦の際には常に前線となる白藤江 Sông Bạch Đằng Giang をその領域の中に含んでいる。この南冊の将が諸将を率いて黎桓を帝位に推すというこの話は、黎桓の政権が国内の生産力の発展によって自生的に生じたものではなく、デルタ内諸軍事勢力が対中連合のために会盟を結び、その覇主として黎桓を選んだものと解することができるであろう。

またヴェトナム国王は宋開寶8年(975)、丁部領が「交趾郡王」に封じられたのをはじめとして、黎桓以降「南平王」「交趾郡王」に

封じられ、死して「南越王」を追封されるのを基本的なパターンとする、中国宋王朝の冊封体制の1藩屏としての位置を保持しつづける。いま、宋・ヴェトナム冊封体制の全体的な意味について述べる余裕も能力もないが、筆者は中国からその属国としての位置を与えられることにより、かえってその侵略の名分を未然に防ぐという意味が大きかったろうと推測する。これには当然、藩国としての体裁が必要であろうし、国土の完全な分裂割拠を防ぐための王権を設定することが必要であったろう。こうした地域権力間の相互の要求が丁朝から李朝にいたるヴェトナム王権を支えたとするのが筆者の想定である。そしてここに理念的に準備された統一国家ヴェトナムの枠組は、次代陳朝に継承され、この王朝が農業生産の統一的な管制能力を保有することによって、内実をもった律令的統一国家が成立するのである。この過程は次論に述べたいと思う。

本論執筆にあたっては、前論と同じく、高谷好一・田中耕司両氏をはじめ京大東南アジア研究センターの自然系教官諸氏に教えられることがきわめて大であった。末尾を借りて感謝の言葉にかえる。

文 献 目 録

- シェノー, ジャン. 1966. 「アジア的生産様式——研究上の若干の見通し」『アジア的生産様式の問題』本田喜代治(編訳). 岩波書店. (原著 Chesneaux, J. 1964. *Quelques Perspectives de Recherche. La Pensée.*)
- 陳 荊和. 1971. 「十七世紀に於ける河内(Ké Chọ)の様相と性格について」『史学』43(3).
- 石井米雄. 1975. 「歴史と稲作」『タイ国——ひとつの稲作社会』創文社.
- . 1977. 『インドシナ文明の世界』講談社.
- 可見弘明. 1970. 『香港の水上居民』岩波新書.
- 片倉 穰. 1977. 『ベトナムの歴史と東アジア』東京: 杉山書店.
- 河原正博. 1975. 「ベトナム独立王朝の成立と発展(905-1009)」『ベトナム中国関係史』山川出版社.
- 馬司培羅. 1972. 『占婆史』馮承鈞(訳). 台北: 臺灣商務印書館. (原著 Maspero, G. 1928. *Le Royaume de Champa. Paris.*)
- 松本信広. 1969. 『ベトナム民族小史』岩波書店.
- 桜井由躬雄. 1975. 「ヴェトナム中世社数の研究」『東南アジア——歴史と文化』5.
- . 1976. 「19世紀初期ヴェトナム村落内土地占有状況の分析」『東南アジア——歴史と文化』6.
- . 1978. 「黎朝下ヴェトナム村落における漂散農民の分析(1)上・下」『東南アジア研究』15(4): 552-572; 16(1): 136-156.
- . 1979. 「雑田問題の整理——古代紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17(1): 3-57.
- . 1980. 「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17(4): 597-632.
- 白鳥芳郎. 1969. 「華南・東南アジアにおける権力構造形成の基盤——種族集団と民族系譜」『東南アジアにおける権力構造の史的考察』山本達郎(編). 竹内書店.
- (編). 1975. 『倭人文書』講談社.
- 王 天獎. 1975. 「古代僮族社会」『中国大陸古文化研究』7. 岡田宏二(訳). (原著 王 天獎. 1963. 「古代僮族社会性質試探」『民族團結』2, 3.)
- 山本達郎. 1939. 「安南の貿易港雲屯」『東方学報・東京』9.
- . 1943. 「安南が独立国を形成したる過程の研究」『東洋文化研究所紀要』1.
- . 1950. 『安南史研究』1. 山川出版社.
- . 1975. 「陳朝と元との関係」「明のベトナム支配とその崩壊」『ベトナム中国関係史』山川出版社.
- Arousseau, L. 1920. *Bibliography. BEFEO.* 20-4.
- Chassigneux, E. 1925. *Le Canal Cru Yèn. Etudes asiatiques. Paris.*
- Gallois, C. L. 1909. *Atlas général de l'Indochine française. Hanoi-Haiphong.*
- Gourou, P. 1936. *Les paysans du delta tonkinois. Paris.*
- Henry, Yves. 1932. *Economie agricole du delta tonkinois. Paris.*
- Hoàng Đạo Thúy. 1974. *Phổ Phường Hà Nội Xưa. Hà Nội.*
- Maspero, G. 1928. *Le Royaume de Champa. Paris.*
- Maspero, H. 1916. *Etudes d'histoire d'Annam. BEFEO.* 16.
- . 1918. *Etudes d'histoire d'Annam, BEFEO.* 18.
- Nguyễn Danh Phiệt. 1976. *Chính Quyền Trung*

- Ương Thời Ngô, Đinh, Lê, Lý, Trần với Vấn Đề Thống Nhất Đất Nước Và Hiện Trạng (Cát Cự Phân Liệt). *NCLS*. 169.
- Nguyễn Thừa Hỷ. 1976. Về Kết Cấu Đảng Cấp của Thiết Chế Chính Trị-Xã Hội Thời Lý, Trần. *NCLS*. 169.
- Ory, P. 1894. *Commune Annamite au Tonkin*. Paris.
- Tran Quoc Vuong; and Nguyen Vinh Long, eds. 1977. Hanoi From Prehistory to the 19th Century. *Vietnamese Studies* 48.
- Trần Thị Vinh. 1976. Công Tác Trị Thủy và Thủy Lợi Thời Lý-Trần. *NCLS*. 168.
- Trương Hữu Quýnh. 1976. Chế Độ Sở Hữu Nhà Nước về Ruộng Đất ở Thời Lý Trần. *NCLS*. 168.
- Ty Văn Hóa Xuất Bản-Hà Bắc. 1973. Ngàn Năm Văn Hiến. Hà Bắc.
- Ủy Ban Khoa Học Xã Hội Việt Nam. 1971. Lịch Sử Việt Nam. Tập I. Hà Nội.
- Vũ Huy Phúc. 1976. Thử Phân Loại và Xác Định Hình Thái Sở Hữu Ruộng Đất Thời Lý Trần. *NCLS*. 168.
- Vũ Tuân Sán. 1965. Định Đô Thăng Long và về Gốc Tích Lý Thường Kiệt. *NCLS*. 75.
- Wales, H. G. Q. 1965. *Ancient Siamese Government and Administration*. New York.